第2章

評価結果の概要

2009 年度評価案件の概要
外務省による評価18
政策レベル評価/国別評価
●バングラデシュ国別評価
●エチオピア国別評価
●インド国別評価
●ブラジル国別評価
●ガーナ国別評価
その他の評価/特殊な援助形態による援助に対する評価
●「国際機関経由の援助:人間の安全保障基金」の評価
その他の評価/評価結果の活用状況評価
●過去の ODA 評価案件のレビュー
その他の評価/事後状況調査
●文化無償資金協力についてのフォローアップ調査
●日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査
【コラム】政策評価法に基づく評価と ODA 評価
被援助国政府・機関による評価34
●「アフガニスタンにおける教育セクターへの日本の援助」の評価
(アフガニスタン)
●「グアテマラの保健·水セクターに対する日本の ODA」の評価(グアテマラ)
各府省庁による評価41
日内自力にある計画
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/ 経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構(JICA)による評価
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構(JICA)による評価53
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構(JICA)による評価53 概要 プログラム・レベル評価
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/ 経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構(JICA)による評価
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構(JICA)による評価
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構 (JICA) による評価
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構(JICA)による評価
金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省 国際協力機構 (JICA) による評価

●園芸作物処理設備建設事業(円借款)事後モニタリング(ケニア)

2009年度評価案件の概要

第2章では、外務省、被援助国政府・機関、各府省庁、及び実施機関である JICA が実施した ODA 評価の具体的事例を中心に紹介します。

外務省 による評価

2009 年度に外務省が実施した7件の ODA 評価(外部の有識者による第三者評価)は、外務省発行の「ODA ガイドライン第5版(2009 年2月)」に基づき、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」の視点から総合的に検証し、評価を行いました。具体的には、検討会を開催し、評価の実施計画の策定、国内文献・インタビュー調査及び現地調査を経て収集した情報を分析するという方法で行われました。これらの評価の概要は次頁以降で紹介するとおりですが、掲載内容は評価実施者の見解であり、政府の立場や見解を反映するものではありません。

● 政策レベル評価/国別評価

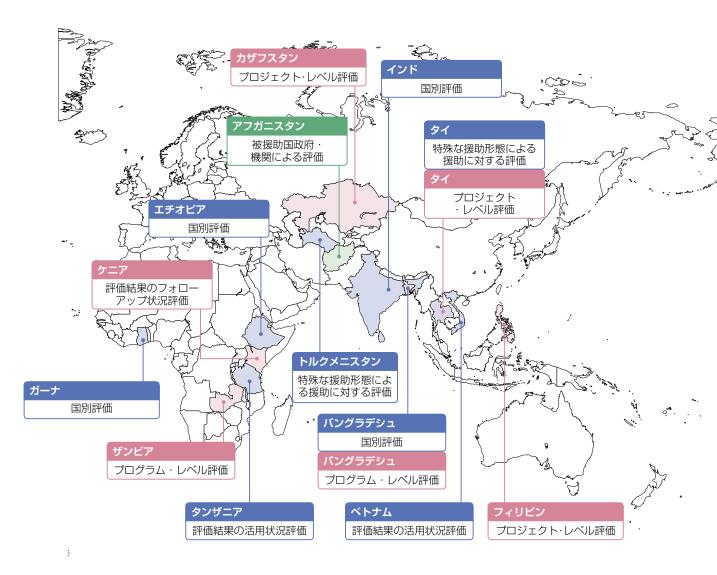
- ・バングラデシュ
- ・エチオピア
- ・インド
- ・ブラジル
- ・ガーナ

● その他の評価/特殊な援助形態による援助に対する評価

・「国際機関経由の援助: 人間の安全保障基金」の評価(タイ、トルクメニスタン)

● その他の評価/評価結果の活用状況評価

・過去の ODA 評価案件のレビュー(ベトナム、タンザニア)



被援助国政府・機関による評価

● アフガニスタン

・「アフガニスタンにおける教育セクターへの日本の援助」 の評価

● グアテマラ

·「保健・水セクターに対する日本の ODA」の評価

各府省庁 による評価

金融庁/総務省/法務省/財務省/文部科学省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省

国際協力機構 (JICA) による評価

JICA は、広く事業に対する国民の理解と支持を得ながら、より効率的・効果的な事業を実施することを目的として事業評価を行っています。評価結果は、事業の改善ならびに説明責任を十分に確保する手段として活用されています。今回紹介する評価調査事例は、JICA 作成『事業評価年次報告書2009』に掲載されている2008年度に実施した評価調査の一部を抜粋の上、掲載しています。

国際協力機構 (JICA) の評価結果

● 概要

プログラム・レベル評価

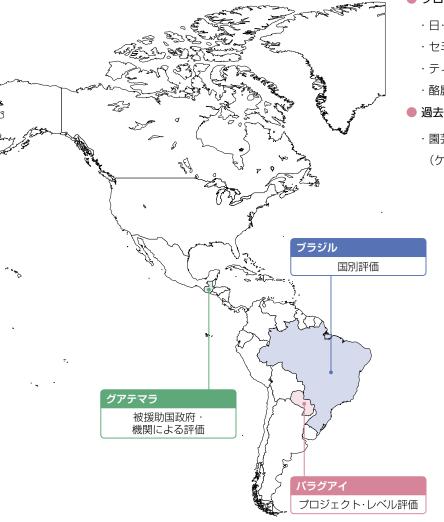
- ・砒素汚染対策プログラム(バングラデシュ)
- ・プログラム評価手法検討のためのM/Pの試行的評価(ザンビア)

● プロジェクト・レベル評価

- ・日・タイ技術移転事業 (タイ)
- ・セミパラチンスク地域医療改善計画(カザフスタン)
- ・ティウィ地熱発電所改修事業(フィリピン)
- ・酪農を通じた中小規模農家経営改善計画(パラグアイ)

● 過去の評価結果に対するフォローアップ状況

・園芸作物処理設備建設事業(円借款)事後モニタリング (ケニア)



バングラデシュ国別評価

調査実施期間: 2009年6月~2010年3月

価 主 任:野田真里(特定非営利活動法人名古屋 NGO センター理事・中部大学国際関係学部准教授)

アドバイザー:伊東早苗(名古屋大学大学院国際開発研究科准教授) コンサルタント:財団法人国際開発高等教育機構

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/bangladesh/kn09 01 index.html



評価方針

目的

本評価は、日本の対バングラデシュ援助政策を全般的に評 価し、今後の日本の援助政策立案及び援助の効果的・効率的 な実施に資するための教訓や提言を得ることを目的として実 施された。また、評価結果をフィードバックすることで同国 の開発の参考とし、併せて結果の公表により、日本の ODA の広報と国民への説明責任を果たすことを目指している。

対象・時期

2006年5月から本件現地調査地点(2009年10月) まで。

評価結果

政策の妥当性

日本の対バングラデシュ援助政策は、日本の上位政策 (ODA 大綱、中期政策)、バングラデシュ政府の国家開発計 画である貧困削減戦略文書 (PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)、国際的優先課題、主要援助国や機関の 援助政策、日本によるイニシアティブのいずれの側面とも整 合性があり妥当性は高い。

しかし、援助計画策定後に新しい潮流が打ち出されるなど バングラデシュ政府の設定する優先課題に変化が生じてい る。今後は、このような状況の変化に応じた柔軟な見直しが 必要である。

結果の有効性

最重要課題とされる貧困削減については、貧困率が軽減さ れてはいるものの、経済成長の恩恵は必ずしも貧困層へ十分 に裨益しておらず、ガバナンスにおいては、行政機能の脆弱 性を克服するに至っていない。

重点セクター別の日本の支援には、他の援助国・機関の援 助活動やプログラムとの補完的関係や協調関係が見られる。 日本の優位性をいかし、焦点を絞って投入した結果、各支援 の質は高く、有効性も比較的高いといえよう。

ただし、現行の援助計画の目標体系図は、セクターごとの 成果を目指すもので、実際の協力成果もその枠を超えていな い。個別課題を超えたより大きな課題に対するインパクトは 限定的と言える。

プロセスの適切性

援助計画の策定プロセスに関しては、改定の体制、バング ラデシュ側の関与、現地ドナーの調整、ステークホルダーの 関与の観点から評価を行った。援助計画改定は、現地 ODA タスクフォース主導で進められ、その体系と知見が改定に果 たした役割は大きい。一方、セクターグループ中心のタスク フォースであるがゆえに、セクターを越えた重点課題への対 応や重点分野の絞り込みを困難にした側面もある。バングラ デシュ側のニーズの反映に関しては、援助計画改定プロセス と PRSP 策定プロセスのタイミングを合わせることで両者 の整合性を高め、日本以外の主要3ドナーと政策上の連携、 調整も密に行われた。ただし、重要な開発アクターであり、 高い専門性と能力を持つ NGO/市民社会等の参加が限定的 であったことと、策定プロセスが長引いたこと等に改善の余 地がある。

援助計画の実施プロセスに関しては、援助実施機関の援助 戦略への反映、案件発掘、バングラデシュ側との継続的な協 議に基づく案件形成等、おおむね適切であった。また、「結 果の有効性」で見たとおり、他援助国・機関との相互補完や 分業、プログラム化により、限られた資源を有効活用した ODA の実施が試みられている。以上の過程において現地タ スクフォースの果たした役割は高く評価される。しかし、新 JICA 誕生に伴い ODA スキームは一元的に実施される体制 となっており、現地 ODA タスクフォースの再検討が必要で あろう。

NGO/市民社会との連携は、グッド・プラクティスを産ん でいる一方、支援が断片的になり継続性が担保されない、代 替することで政府のサービス提供の努力をかえって阻害する などの懸念から、その事例は限られている。しかし、政府能 力に限界がある中で、貧困層等の社会的弱者に開発の成果を もたらすためには、NGO/市民社会との連携やその持ち味を いかした支援が検討されるべきである。

提言

上述のような課題と分析を踏まえ、バングラデシュ国別計画改定に向けての提言の基本的考え方-人間の安全保障実現のためのより効果的・効率的支援に向けた4つの「新機軸」として、以下のとおり提言する。

1 重点改題に対するセクター横断アプローチによる 「選択と集中」

ODA の効率的な運営が求められている現状、今後の援助計画策定に際しては、セクターの絞込みではなく、課題志向の横串的なセクター横断アプローチを採ることにより「選択と集中」を行うことを提案する。日本が幅広いセクターで積み上げてきた援助実績のストックを無に帰さないためにも、日本が支援すべき課題をまず選択し、セクターの枠にとらわれず、同じ課題に向かって援助活動を行えば、プロジェクト間の連携も行いやすく、相乗効果も生まれやすい。その結果、インパクトはより高いレベルに到達しやすくなり、国際的にも影響力のある援助のメッセージ性を高めることが可能ともなる。

2 効率的なモニタリング体制の整備と現地 ODA タスクフォース再編による政策の PDCA サイクル強化

援助計画の実施に際しては、援助計画のモニタリング体制整備と現地タスクフォースの新たな体制や役割を検討・整備し、PDCAサイクルを有効に機能させることが重要である。

現地のニーズや経済社会環境の変化に迅速に対応するためには、効率的で持続的なモニタリング体制を整備する必要があるが、モニタリング自体の目的化を避けるため、既存の枠組みを活用することが重要である。

また、日本の ODA 体制の変化等により、現地 ODA タスクフォースの役割やあり方を見直す時期にあろう。大使館、JICA 双方のトップレベルの役割、マネージャーレベルの役割、セクターチームの役割を整理し、各レベルにおいては、必要に応じて専門的知見を NGO/市民社会や JETRO、外部有識者等の意見も得る。

3 他のスキームやドナーとの連携によるグッド・プラクティスの「スケールアップ」

教育・保健分野でのプールファンド型支援と技術協力の連携のようなグッド・プラクティスは、スケールアップの試みがなされ始めている。日本は、「開発のアイデアや好事例」を持ち込んでいるという認識に立ち、他ドナーや他スキームとの連携を推進していくべきである。



ノルシンディ県における母性保護サービス強化プロジェクト

NGO/市民社会や社会的企業等の多様な開発アクターの持ち味をいかした「People to people」支援の拡大

バングラデシュでは優秀な NGO や社会的企業等の市民社会の開発活動での実績は世界的に知られており、社会サービス提供の担い手として不可欠な存在となっている。開発から取り残された層への支援に関しては、草の根のニーズに即したきめ細やかな援助、行政の強化・エンパワーメント、社会サービスの代替・補完、インキュベーション(起業)支援や活動のスケールアップ支援など、4つのタイプの連携が考えられよう。「人間の安全保障」の実現のためには、彼らを通じた、人間一人ひとりへの直接的支援も視野に入れられてしかるべきであろう。

外務省の対応策の例

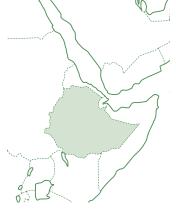
- ・大使館、JICA、JETRO 間の定期的な連絡調整を強化しつつ、セクターの整理・統合等を視野に入れ、重要課題への取組に対応しうる効果的なタスクフォースとする。
- ・既に現地の NGO やコミュニティと密な関係を築いて いる日本の NGO との対話の強化等、引き続き連携していく。

エチオピア国別評価

調査実施期間:2009年6月~2010年3月 評価主任:大野泉(政策研究大学院大学教授)

アドバイザー:西真如(京都大学東南アジア研究所特定研究員) コンサルタント:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/ethiopia/kn09_01_index.html



評価方針

目的

本評価は、日本のエチオピアに対する支援の意義を踏まえ、日本の対エチオピア援助政策全般をレビューし、近年変化しつつあるエチオピア側の開発ニーズを把握し、また2010年度に予定されている対エチオピア国別援助計画改定を含む今後の対エチオピア援助の政策立案、及び援助のより効果的・効率的な実施に資する教訓・提言を行うことである。同時にその評価結果を広く公表することにより国民への説明責任を果たすとともに、エチオピア政府関係者や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、今後の同国開発の参考に供し、かつ日本の援助の広報に役立てることを目的としている。

対象・時期

本評価は、2004年度以降の日本の対エチオピア援助政策を評価対象とした。前回のエチオピア国別評価は2004年度に実施しており、1995年度から2003年度までをその評価対象としていることから、今次評価はそれ以降の期間を対象とした。この期間に実施された日本の二国間援助及び国際機関を通じた援助を評価対象とし、「援助政策の目的」、「政策実施の結果」及び「政策策定・実施プロセス」の各視点から政策レベルの評価を行った。



アディスアベバ市有機循環農業による女性自立支援計画を独益者の女性たち

評価結果

政策の妥当性

日本の対エチオピア援助は、日本の上位政策やエチオピア政府が定めた開発政策・戦略に合致しているといえる。「食料安全保障の確立」を基本目標としたのは、当時のエチオピアを襲った食料危機、2004年のG8サミット行動計画にも呼応しており外交的アピールも意図したもので適切であった。しかし、現行の計画は、2006年度に最終ドラフトを作成した後、政府内承認プロセスに時間を要し、公表が2008年6月まで遅れたことは残念である。日本の援助は、具体的なプロジェクトの実施を通じて連邦や地方政府の行政能力の向上を図っている点において、他ドナーの支援とも相互補完・調和的である。

結果の有効性

日本の重点支援セクター(農業・農村開発、生活用水の管理、社会経済インフラ、教育、保健)における開発目標の主要な指標は全般的に改善の傾向がみられ、日本の援助は全体として有効な結果を出している。エチオピア側は、日本の技術力をいかしたインフラ整備、現場志向のきめ細かい支援、無償資金協力と技術協力の連携、支援の高い質と実施の確実性を高く評価している。一方、エチオピア政府が最重要課題として掲げ、日本も基本目標としてきた食料安全保障の達成状況については、まだ半ばである。具体的な成果をあげていくためには、今まで以上に脆弱地域と潜在力の高い地域、民間セクターの関連を意識した開発戦略が必要になっており、日本も諸施策の関連性を意識して援助戦略を策定する必要がある。

プロセスの適切性

現行の国別援助計画が公表された時点でエチオピアの開発 援助環境が大きく変化していたことを踏まえると、時間短縮 のための措置が必要であった。案件の策定・実施プロセスは おおむね適切で、エチオピア政府との政策協議は2009年 7月で7回目を迎え、実務レベル協議や、個別案件に関する 協議を含め、エチオピア側との連携、コミュニケーションは 密接に行われている。一方で、ODA 実施プロセスの短縮化を求める声、実施段階での無償資金協力の柔軟性不足を指摘する声があった。現地主導の取組については、現地 ODA タスクフォースに加え、日本の民間企業との情報共有・意見交換の場である商工部会が設置されており、民間企業の声も踏まえつつ、今後の活動方針を現場主導で打ち出していることは注目すべきである。援助協調に関しては、日本は財政支援やプールファンドへの資金協力は行っていないが、現地 ODA タスクフォースで分担してドナー会合に参加している。しかし、政策レベルの場で日本の存在感が小さいことを指摘するドナーが複数あった。なお、個別案件レベルでは、国際機関との連携のグッド・プラクティス事例がある。

提言

1 エチオピアの開発援助環境の変化をふまえた目標・ 重点分野の見直しが必要である。

エチオピア政府の開発ニーズが変化していることを踏まえて、2010年度に予定されている国別援助計画改定において目標・重点分野の見直しを行うべき(例えば、従来の「食料安全保障の確立」に加えて「持続的な経済成長」を基本目標とする)。

- **2** 援助インパクトを高めるアプローチを採用することが重要である。
- ■農業・農村開発において、案件相互の相乗効果を高める工 夫を行うべき。
- ■技術協力で確立した「モデル」を普及させるために、資金 協力との連携や、政策レベルから草の根レベルに至る支援 を組み合わせた取組を推進すべき。
- ■州全体や郡の開発計画策定、予算管理への技術協力の強化 と組み合わせて財政支援への参加を検討すべき。
- ■案件の効果を高めるためにも草の根・人間の安全保障無償 資金協力の経験をいかして NGO との連携強化や意見交換 を増やすべき。
- ■個々の案件の外部条件であるリスクを軽減するために、現場で政策レベルへの関与を常時増やすべき。
- 3 日本の知見・経験をいかした援助戦略の構築、対外 発信の強化が必要である。

政策対話を活用して援助の現場と政策をつなぎ、援助のインパクトを高め、日本らしい存在感を発揮すべき。

- 4 援助政策の策定・実施プロセスの改善を図るべきである。
- ■援助政策の策定プロセスの迅速化を図るべき。
- ■案件の要望提出から採択に至るプロセスが常時可能となるような仕組みをつくるべき。
- 5 無償資金協力の制度の改善を図るべきである。

一般無償資金協力において日本の技術力をいかせるような 制度改善を検討すべき(例えば、単価設定や予備費の確保)。

- 国際機関を通じた支援の戦略的活用を図るべきである。
- ■国際機関を活用して日本の現地ベースの実践的な支援の スケールアップを図っていくべき。
- ■国際機関を活用して、二国間援助では手の届かない地域へ の支援を行っていくべき(特に辺境州への支援)。
- ■インフラ整備や産業開発支援を有効にするため、中長期的 にはアフリカ開発銀行や世界銀行との連携を通じた借款 の可能性について検討を行うべき。



アディスアベバ市有機循環農業による女性自立支援計画 視察団に説明す る団体代表

外務省の対応策の例

- ・国別援助計画の改定時に、例えば、従来の「食料安全保障の確保」に加えて「持続的な経済成長」を新たな柱とする等、目標・重点分野の見直しを行う。
- ・エチオピアとの間で構築されている産業政策対話を 活用し、エチオピアの開発ニーズの中で日本の経験 やノウハウがいかせる分野における協力を強化し、 日本らしい存在感を発揮すべく努力する。
- ・農民研究グループ(FRG:Farmers Research Group)による適正技術開発モデルのスケールアップが、後継案件や国際機関との連携によって図られているように、農業や教育の分野において、技術協力の成果として形成されたモデルのスケールアップを検討している。国際機関との連携可能性についても検討する。

インド国別評価

調査実施期間: 2009年6月~2010年3月

価 主 任:山形辰史(アジア経済研究所新領域研究センター貧困削減・

社会開発研究グループ長/開発スクール教授) アドバイザー:押川文子(京都大学地域研究統合情報センター教授)

コンサルタント:株式会社三菱総合研究所

全文: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/india/kuni09_01_index.html



評価方針

目的

本評価は、日本の対インド援助政策を包括的に評価し、今 後の対インド援助政策、経済政策の立案及び援助の効果的・ 効率的な実施に資するための教訓や提言を得ることを目的と して実施された。また、評価結果を公表することで国民への 説明責任を果たすとともに、関係各国政府・機関関係者や他 ドナーにフィードバックすることで、日本の ODA の広報に 役立てることを目的としている。

対象・時期

本評価では、日本の対インド援助政策を対象として、主に 「政策の妥当性」、「結果の有効性」及び「プロセスの適切性」 の観点から総合的に評価した。第1に、「政策の妥当性」に ついては、2006年5月に策定された「対インド国別援助 計画」を主な評価対象とした。本評価では、この国別援助計 画に加えて、同年 12 月に発表された「『日印戦略的グロー バル・パートナーシップ』に向けた共同声明」で確認された 援助方針も考慮しつつ、それらの内容について整理し、政策 協議で示された援助目的の妥当性について評価を行った。第 2に、「結果の有効性」については、2006年のインド国別 援助計画等で決定した重点課題を踏まえた援助が行われてい るかどうかについて評価を行った。日本は円借款を主体とし て、無償資金協力、技術協力等を行ってきたが、援助の結果 を総合的に評価するためには各協力形態の有効性も含めて総



デリー高速輸送システム建設事業(デリーメトロの車両)

括的に調査する必要があった。本評価では、無償資金協力、 技術協力に加え、日本の円借款の結果の有効性(インドの経 済発展と社会開発にどのような効果をもたらしたか)につい ても現地ヒアリング等を通じて調査を実施した。第3に、「プ 口セスの適切性」については、「政策の妥当性」と同様、原 則として 2006 年以降に行われた援助活動を対象として評 価を行うこととした。

評価結果

目的の妥当性

日本の対インド援助政策の援助目的・重点分野等の妥当性 について、主として(a)相手国の開発ニーズとの整合性、(b) 日本の上位政策との整合性、(c)国際的な優先課題との整合 性、(d)他ドナーとの関連性などを評価することとした。日 本の対インド援助政策において掲げられた重点目標は、イン ド政府の掲げる重点分野を支援しており、両者は整合的であ るといえる。また、対インド国別援助計画は日本の政府開発 援助大綱の基本理念すべてを含んでいることから、日本の上 位政策とも整合的といえる。

結果の有効性

結果については、「有効性」及び「インパクト」に着目して 評価した。日本の援助のインプット・アウトプットを確認した 上で、当該援助が有効なアウトカムを生み出しているか、主と して、(a)経済成長の促進、(b)貧困・環境問題の改善、(c)人 材育成・交流の拡充、という3つの主要課題ごとに結果の有効 性を分析し、最終的に同国の自立的な経済発展に与えたインパ クトを評価した。本評価では、対インド国別援助計画にて掲げ られている重点3分野すべてにおいて、日本の特性をいかした 援助が行われていることが確認できた。特に、「経済成長の促進」 に直接寄与する支援分野として、電力、運輸分野のインフラ支 援が円借款で多数実施されているほか、「貧困・環境問題の改善」 に寄与する支援分野として、教育、保健・衛生、地方開発、環 境に対し、一般無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資 金協力、技術協力等を通じた支援が行われている。「人材育成・

人的交流の拡充」は対インド ODA の総額に占める割合は大き くないものの、日印関係を水平的な協力関係と位置付ける上で、 有効な役割を果たしていることが認められた。

プロセスの適切性

「プロセスの適切性」については、主として(a)政府(主として外務省)内のプロセス、(b)日本と被援助国との間のプロセス、(c)日本と他ドナーとの間のプロセスの3つに分けて、日本の対インド援助政策の立案・実施において適切な協力・協議・確認等があったかどうか、それらが効率的になされていたかどうかを確認した。日本のODAは幾つかの点において「予測可能性(predictability)が低い」、「柔軟性が低い」との指摘が一部のインド政府機関、他ドナー、草の根・人間の安全保障無償資金需給団体から寄せられた。また、これらのアクターからは、日本の援助が、インド経済・社会の発展に貢献している他の多くのアクターの活動と、より整合的であって欲しいとの期待が表明された。

提言

1 日印パートナーシップの更なる推進

日本は対インド支援を「日印パートナーシップ」の一部として位置付け、「経済成長の促進」のためのインフラ支援を中心に実施してきた。インド政府の高い借款返済能力やインド経済に大きな影響を与え得るフラッグ・シップ的プロジェクトの計画・実施を考慮すると、インフラ分野への支援は今後更に正当性を増すと考えられる。このことからも、「日印パートナーシップ」の下、日印間で更なる交流を推進していくことが期待される。

2 より調和的な支援へ

日本の援助は、インドにおける重要な開発課題と合致していているものの、インドの社会開発目標における位置付けや、他ドナーとの役割分担・協調の方向性、実施されたプロジェクトの成果の普及方法について必ずしも明確に示されていない。そのため、特に社会開発関連援助について、インド政府のグランドデザインとの整合性及びドナー間の役割分担の両面において、より調和的な支援を発展させることが望まれる。

3 南南協力への支援

インドはその歴史的な歩みを背景に、途上国のリーダー的存在としての役割も果たしており、インドが日本の援助によって得た成果を他の開発途上国支援に展開することを日本が支援する意義は大きい。南南協力への支援は、日本とインドの相互協力の範囲を拡張するための方法の1つとして、真剣に検討していくべきである。

外務省の対応策の例

- ・引き続き、対インド支援を「日印戦略的グローバル・ パートナーシップ」の一部として位置付け、日印関 係の強化に努める。
- ・引き続きインドの重要な開発課題(貧困削減及び社会セクター開発、経済社会インフラ整備、環境問題への対応及び人的資源開発の改善)に留意するとともに、インド側の社会目標(五力年計画等)、他ドナーとの役割分担等も適宜考慮しつつ、効率的、調和的援助の実施に努める。



調査実施期間:2009 年6月〜 2010 年3月 - 評 価 主 任:今里義和(東京新聞前論説委員) アドバイザー:高木耕(神田外語大学専任講師) コンサルタント:財団法人国際開発センター

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/brazil/kn09_01_index.html



評価方針

目的

- ■日本の対ブラジル援助政策を全般的に評価し、今後の援助 政策立案及び援助の効果的・効率的な実施に資するための 教訓や提言を得て、対ブラジル援助政策に反映させること
- ■評価結果をブラジル政府・機関関係者や他ドナーにフィードバックすることで、政府開発援助(ODA)実施国における改善を図り、あわせて結果の公表により日本のODAの広報と国民への説明責任を果たすこと
- ■今後新規策定が予定されている対ブラジル国別援助計画 の検討作業に活用されるべく情報を提供すること

対象・時期

2004~2008年度における日本の対ブラジル援助政策

評価の制約

対ブラジル国別援助計画が策定されておらず、援助目標や 重点分野において定量的な目標値や指標も設定されていない ため、目標達成度を目標値と実績値の対比から判断すること は不可能。また、ブラジルの政府財政支出規模に対する外国 援助がわずかで、国全体の開発課題に対する日本や他ドナー の貢献度を定量的に把握すること自体が大きな意味をなさな い。こうした制約下で、定性的な情報を活用した上で、有効 性を総合的に判断した。また、評価対象期間当時のすべての 担当者にインタビューできたわけではないため、入手可能な 当時の文書・資料及び現担当者からの聴き取りに依拠した。

評価結果

政策の妥当性

日本の対ブラジル ODA は、国別援助計画が策定されていない中で、ブラジルの国家目標である経済成長、貧困削減、所得・地域格差是正、環境保全などを一貫して支援してきた。その内容は、(a)日本の上位政策(政府開発援助(ODA) 大綱、中期政策等)、(b)ブラジルの開発計画・政策ニーズ(「多

年度計画 (PPA) 2004 ~ 2007年」、「成長加速プログラム (PAC)」等)、及び (c)国際的な優先課題 (ミレニアム開発目標 (MDGs)、気候変動問題等)と高い整合性を有するとともに、(d)他ドナーの援助政策とも相互補完的。ただし、関係者には、今後、(a)両国の関係を強化する上でのODA の戦略的活用について、対ブラジル援助政策の再検討が必要、(b) 2002年以降比較的安定した経済成長と所得格差の是正を遂げたブラジルに対する援助実施の明確な政策目標設定が重要、といった認識が見られた。

結果の有効性

日本の対ブラジル援助は、その政策目標である「所得格差是正」及び「環境保全」について一定の役割を果たした。ブラジルでは1990年以降貧困削減と所得格差是正において顕著な進捗がみられ、地域間の所得格差も縮小する傾向。日本の援助の直接的な貢献度を測るのは困難だが、日本をはじめとするドナーによる支援はこうした改善を助けたといえる。環境保全に関しては、所得格差是正ほど顕著な改善がみられていないが、自然環境分野では衛星画像を利用した違法伐採監視、森林保全と森林資源の持続的利用など、都市環境分野では下水道・下水処理施設の整備、大都市圏の洪水対策、廃棄物処理の改善などに資する日本の支援はブラジル政府から高く評価されている。

日本の対ブラジル援助の重点分野(環境、工業、農業、保健及び社会開発)について、日本の援助は資金投入の点では限定的な貢献に留まっているが、各分野において技術移転や人材育成、組織的能力強化などの面から一定の貢献をした。草の根・人間の安全保障無償資金協力事業は、1件当たりの供与金額が小さくても両国の政策目標への貢献度が高く、各供与先に大きなインパクトをもたらすとともに、日本にとっては外交的ツールとしての効果が高い。日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム(JBPP)の枠組みに基づく「第三国に対する支援」は、日本の援助資源(資金、人材、特定分野の技術など)の不足を補う一方、ブラジル側実施機関・専門家の能力向上を支援するという点やブラジルとの関係強化という点で日本にとって極めて意義が高い。

プロセスの適切性

2004~2008年度向け対ブラジル援助政策は、日本政府・ブラジル政府間の年次政策協議や首脳会合で確認された政策目標や優先分野に基づいて策定。ブラジル政府はオーナーシップが高く、案件の形成・採択は、その過程で様々な協議が必要となるが、同国政府の意向に十分配慮し、適切に行われてきた。日本の援助事業に対するモニタリング・評価も適切に実施。技術協力プロジェクトのモニタリング・評価では、ブラジル側実施機関の参加度が高いことが特筆される。ブラジルは他の多くの開発途上国とは異なり、一部を除き援助協調は活発ではないが、大使館やJICA事務所は、世界銀行、米州開発銀行(IDB)、ドイツ等の主要ドナーと随時コミュニケーションを図っている。

ブラジルにおける広報活動は、日本がブラジルの社会・経済開発に貢献していることをブラジル国民に印象付けており、親日感情の醸成、日本のプレゼンス向上、両国の関係強化などの点から有意義なものとなっていると評価されるが、より効果的な訴求方法という点では今後検討の余地がある。

提言

2004~2008年度における対ブラジル ODA は、全体としてブラジル及び他ドナーの関係者から好ましい評価を得ており、今後の支援継続が強く求められている。一方、近年安定的な経済発展を遂げているブラジルは、世界銀行の基準による「ODA 卒業」の段階にさしかかっている状況を踏まえ、今後の対ブラジル援助に向けて以下を提言する。

1 ODA を当面継続し、将来にわたるブラジルとのパートナーシップ強化の礎とする

ブラジルは、世界有数の食料及びその他資源の供給国であり、世界で最も将来を嘱望されている新興国の1つ。世界最大の熱帯雨林であるアマゾンを抱え、世界の環境・地球温暖化問題に影響力を持つ。日本と伝統的に友好関係を有し、世界最大の日系人社会に加え、ブラジル国民全体が日本への高い信頼感と親近感を抱いている。このようなブラジルの重要性を日本の国民に認識してもらうとともに、ブラジルに親日国であり続けてもらうためには、将来の日本とブラジルとの関係を睨んだメッセージ性の強い協力を行う必要がある。今後の対ブラジル ODA を、やがて ODA という媒体がなくなった後も日本がブラジルと良好な関係を維持し、より強いパートナーシップを築いていくための礎とすることを目指して、世界銀行の基準上「卒業国」となっても当面は有償資金協力を含む ODA を継続するとともに、過渡期における対ブラジル ODA の役割を再定義すべき。



ブラジル外務省国際協力庁(ABC)マルコ・ファラニ総裁(左)との面談

2 地球規模課題への対応、互恵協力、三角協力を柱とする

日本の優位性をいかしてブラジルとのパートナーシップを 強化し、三層構造の利益(ブラジルの国益、国際社会の利益 及び日本の国益)に貢献するため、以下の3つを ODA の柱 として実施すべき。これらは、中進国向け有償資金協力の対 象4分野(環境、人材育成、防災・災害対策、地域間格差の 是正を目的とした経済社会基盤整備)で、かつ、両国がパー トナーとなり得る互恵分野と、国際社会・第三国を対象とし て共同で取り組める分野。

- ■地球温暖化、感染症、食料・エネルギー・鉱物資源など地 球規模課題への対応
- ■官民連携など日伯両国に便益をもたらす互恵協力
- ■日伯両国の補完・相乗効果が期待される第三国に対する共 同支援

3 「国別パートナーシップ計画」を策定し、成果を評価し、広報する

ブラジルに対する ODA には他の国にも増して戦略性が重要であり、高い説明責任が求められるため、国別援助計画の策定が不可欠。計画の名称は、双方にとって有益なパートナーシップを築き、互恵的課題のみならず、地球規模課題にも対応するという意図を国内外に明確に示すために、「国別パートナーシップ計画」とすることを提案する。また、対ブラジル ODA では、メッセージの発信という点で、両国における効果的な広報がこれまで以上に重要。日本側では、国民への説明責任を果たすことに留まらず、一般国民の対ブラジル ODA の有用性に対する理解を高め、支持を得ることが肝要。ブラジル向けの広報では、マスメディアに取りあげられるためには協力案件を単に紹介するだけでなく、同国の国民が日本に親近感を覚えるような工夫も必要。

外務省の対応策の例

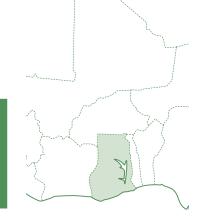
- ・日本とブラジルの第三国協力に関する枠組みである JBPP を活用しつつ、農業分野、森林保全分野等に おける同枠組みの下での支援を通じて、ブラジルの 援助される側からする側(ドナー化)への過渡期に おける能力強化を図る。
- ・これまでの JBPP による活動成果をまとめ公開する ことを検討する。

ガーナ国別評価

調査実施期間: 2009年6月~2010年3月

評価 主任:望月克哉(アジア経済研究所研究支援部研究支援部長) アドバイザー:山田肖子(名古屋大学国際開発研究科准教授) コンサルタント:グローバルリンクマネージメント株式会社

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/ghana/kn09 01 index.html



評価方針

目的

日本は、2000年6月に「対ガーナ国別援助計画」(以下、 「国別援助計画」)を策定し、その後の援助環境の変化に伴 い、ガーナに対する援助の戦略性を一層高め、政府全体とし て一体性と一貫性を持って効果的・効率的な援助を実施する ため、2006年9月に改訂した。改訂後の「国別援助計画」 は、次の3つの目標を掲げている。

- ■ガーナ側のオーナーシップに基づいた開発政策を支える ための援助方針の策定
- ■ガーナ側の自助努力を前提とした援助実施
- ■長期的視野に立った目標達成型の援助実施

本調査は、これら目標の達成状況を、「援助政策の妥当性 (援助方針の戦略的な枠組み)」、「プロセスの適切性(援助目 標を達成するために適切な実施体制)」、及び「結果の有効性 (援助手法の有効活用に拠る援助目標の達成)」の3つの視点 から検証し、今後の「国別援助計画」の改訂と実施体制の改 善に向けた提言、及び日本の ODA の効果的・効率的実現に 向けた提言を得ること、さらに評価結果の公表により説明責 任を果たすことを目的に行われた。

対象・時期

2000年度から2009年8月まで。

評価結果

政策の妥当性

日本の「国別援助計画」は、ガーナ政府の国家開発戦略 (GPRS II: Growth and Poverty Reduction Strategy II) と同様の"目標達成型"アプローチを採用し、GPRSⅡ が目指す「貧困削減を伴った経済成長」の実現に向けた戦略 プログラムを立案するなどガーナの国家政策と高い整合性 を有している。また、日本の ODA 政策に加え、アフリカ開 発会議(TICAD)プロセスやミレニアム開発目標(MDGs) との整合性も高い。

プロセスの適切性

2006年の「国別援助計画」改訂後、現地 ODA タスク フォースの整備、セクター・チーム体制の導入、及び現地 ODA タスクフォースが考案したセクターごとのポジショ ン・ペーパーの活用により、現地実施体制は格段に強化され た。一方、セクター・チームの活動はセクター内の個別事業 の形成・実施に傾注しやすく、セクターを超えた協力プログ ラム及び戦略プログラムの実施管理は十分に行われていない ことが確認された。

結果の有効性

各セクターにおいて事業間・スキーム間連携の努力がなさ れており、特に長期にわたる支援である「技術職業訓練」や「現 職教員研修支援 においては、政策の策定から実施促進に係 る一連の支援が成果を挙げている。ただし、プログラムとし ての成果及び目標の達成見込みについての指標設定が不十分 なために、客観的な評価は困難であった。

教訓

「国別援助計画」が示す援助政策について

「国別援助計画」と、日本の上位政策、ガーナの開発戦略 及び国際的な取組との整合性は極めて高く、案件形成時に支 援の妥当性を示す基本文書として、「国別援助計画」は重要 な役割を果たしている。

「国別援助計画」の実施体制について

現地機能は、セクター・チーム体制の導入やポジション・ ペーパーの考案などガーナにおける現地 ODA タスクフォー ス独自の取組により拡充・強化され、案件形成の効率性は大 幅に向上した。一方で、ガーナ政府の政策実現のためのより 効果的な将来の事業形成や政策づくりに有用なフィードバッ クを得るため、戦略プログラムや協力プログラムの目標や目 指す成果を明確にし、「国別援助計画」の進捗や達成状況を 確認する取組を進める必要がある。

- ■目標達成に向けた効果的・効率的な援助の実施のためには、「協力プログラム」の具体的な内容について、外務省本省、JICA本部、及び現地 ODA タスクフォースの間に共通理解を形成することが急務である。
- ■ガーナ政府との政策対話について、要望調査にかかわる協議プロセスの円滑化・効率化に対するガーナ政府の評価は高い。ただし、上位の二国間政策協議に参加しない省庁や実施機関からは、情報共有や政策対話を望む声も出されており、政策対話の一層の向上・改善が必要である。

3 日本の比較優位性について

他ドナーの支援が及ばない分野(現職教員研修、技術教育、 北部の地域保健)への、現場主義という日本の優位性をいか した長期にわたる継続的な支援が、ガーナの開発戦略達成プロセスに貢献している。

4 援助協調への関与について

開発パートナー及びガーナ政府双方において援助協調体制の整備が進み、協調・調和化への関与の必要性は増している。一般財政支援、セクター財政支援及びプロジェクト型支援等の援助手法を戦略的に使い分け、効果的な援助を進めることが求められているが、日本が得意とするプロジェクト型支援と援助協調への積極的・効率的な関与の両立には、人材確保など体制の拡充が必要である。

提言

1 対ガーナ国別援助計画の改訂に向けた提言

- ■目標達成型の国別援助計画における、重点協力領域設置の 目的と位置付けについて再確認する。
- ■援助環境の変化を踏まえ、より能動的に援助協調に関与する。
- ■協力プログラムについて、ガーナの現地 ODA タスクフォースが培ってきた経験と知見に根ざした実行指針(案件形成、進捗管理)を、「国別援助計画」に盛り込む。

2 ガーナの ODA 実施体制の改善に向けた提言

■総合戦略・企画チームの活用により、セクター・チームの活動やポジション・ペーパーのスコープを協力プログラム や戦略プログラムの実施管理にまで広げた"目標達成型の 実施体制整備"を進める。



オチェレコ灌漑事業区での農民組合の活動視察(無償資金協力・技術協 カプロジェクト)

- ■政策対話の一層の向上・改善に向け、セクター担当者レベル の実務協議に留まらず、援助全般について政策対話を行う。
- ■現地 ODA タスクフォース、JICA 本部、外務省本省内での情報・知見の蓄積・共有・活用を促進する組織能力を強化する。

3 ODA の効果的・効率的実現に向けた提言

- ■国別援助計画の進捗管理の指針を開発し、支援分野やアプローチについて現地でレビューし、柔軟に見直すことのできる仕組みを整備する(「国別援助計画」の現地中間レビューの導入)。
- ■協力プログラムの戦略性向上に向けて、外務省、JICA本部・現地事務所、在外公館など関係者の協力プログラムに対する理解の共通化を進める。

外務省の対応策の例

国別援助計画に関しては、「ODAのあり方に関する検討」の結果、従来の国別援助計画を簡潔で戦略性の高いものに改編し、策定することとなったところ、次期国別援助計画作成の中で現場の知見を十分に取り込むよう努める。

「国際機関経由の援助: 人間の安全保障基金」の<u>評価</u>

調査実施期間: 2009 年6月~ 2010 年3月 現 地 調 査 国: タイ、 トルクメニスタン

評価 主任:橋本ヒロ子(十文字学園女子大学社会情報学部教授) 評価 主任:田中弥生(独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授) アドバイザー:長有紀枝(特定非営利活動団体難民を助ける会理事長)

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/anzen_k/tek09_01_index.html



評価方針

目的

本評価は、ODA評価(政策レベル)の観点から、日本の国際機関経由による援助の1つである「人間の安全保障基金」における基金設置の意義、基金設置後の活動と成果を検証し、国民への説明責任を果たすこと、また、国際機関経由の援助のあり方につき今後の方針・計画策定に資する指針を示すことを主な目的とする。

対象・時期

「人間の安全保障基金」にかかわる日本の ODA 政策を評価対象とする。評価対象期間は基金が設立された 1999 年から 2009 年7月時点までである。

方法

人間の安全保障や基金に関する文献レビュー、人間の安全保障基金案件計 194 件を対象とした案件別報告書レビュー、人間の安全保障及び人間の安全保障基金にかかわった関係者へのインタビュー、人間の安全保障基金の支援を受けたプロジェクトの実施機関に対する質問票調査、人間の安全保障ユニット(HSU:Human Security Unit)に対する質問票調査、タイ、トルクメニスタン、国連本部における現地調査などを通じて総合的に検証を行った。

評価結果

政策の妥当性

国連実施機関の活動に人間の安全保障の概念を普及することと現場において実践することは、日本の人間の安全保障に関わる政策目標に合致している。そのために、国際機関経由の援助として、国連事務局に設置した人間の安全保障基金に日本が拠出することは、多くの国連実施機関に実践の機会を与えることができるという点で、援助方式としても妥当性がある。

プロセスの適切性

人間の安全保障基金の実施プロセスについては、設立当初の混沌とした状態から、今日に至る間に HSU の設置やガイドラインの整備などを通じて改善してきた。しかしながら、人間の安全保障の概念をプロジェクトへ反映させるという部分では、その指導的立場である HSU の管理体制には課題が多い。また、日本中心の拠出体制についても、基金の拠出金残高が年々減少していく中、再検討の時期を迎えている。

結果の有効性

実践的効果という点では、ガイドラインの改訂などを通じて、近年は人間の安全保障の概念が現場での実践に反映されるようになってきており、複数の国連実施機関による取組の推進等、一定の成果を上げている。一方、人間の安全保障の概念普及という点では、基金による取組は、国連本部、現場の両方において課題がある。

教訓と提言

<国際機関経由の援助のあり方にかかわる教訓>

国際機関経由の援助を行う目的の明確化

国益の観点から、国際機関に資金を供与することの目的を明確にする必要がある。国際機関経由での援助の場合、日本のプレゼンス向上は二義的なものにならざるを得ないことから、国際機関経由の援助方式を採る必要性について、政策的な意義を明確にする必要があると同時に、なぜ国際機関経由で援助を行う必要性があるのか、それがどうして日本国民の利益に通じるのか、国民に説明する必要がある。

2 国際機関経由の援助と様々な援助スキームとの連携 の促進

国際機関経由の援助のみで、特定の ODA の政策目標が達成できるわけではない。特に上位の目標については、様々な連携を行うことでこそ達成が可能である。国際機関経由の援

助による成果について、二国間協力スキームで成果の拡大や 不足部分の補完を行うことは有益であろう。

3 国際機関経由の援助における日本の関与のあり方

国際機関経由の援助を活用して、ODAの政策目標を達成するというアプローチは有用であるが、その関与のあり方には注意を要する。特に国連においては、特定のドナーが影響を及ぼすことについて反発があることから、達成したい政策目標には、「日本色」を付けずに、ユニバーサルなものとして打ち出すことが肝要である。

<人間の安全保障基金の改善にかかわる提言>

1 人間の安全保障基金の中長期的な目的の明確化

人間の安全保障基金は、人間の安全保障の概念を国連実施機関の活動の中に普及し実践していくことを目的としているが、その目的は漠然としており、将来的に基金として何を目指していくのか中長期での目的の明確化が必要である。

2 人間の安全保障ユニット (HSU) の国連における位置付けの明確化

2010年春に提出予定の人間の安全保障にかかわる事務総長報告を機に、人間の安全保障に関する国連総会での議論と決議の採択を通じ、人間の安全保障を正式な国連のマンデートにすることで HSU の活動にお墨付きを与えることが必要である。

3 人間の安全保障基金プロジェクトの成果の普及

人間の安全保障基金では 190 以上のプロジェクトを実施してきたが、その成果が十分に国連実施機関や国際社会において共有されていない。これまで実施された豊富な基金案件の経験から、グッド・プラクティスをとりまとめて、「何が人間の安全保障の概念のプロジェクトへの反映であり実践であるのか」について国連実施機関やプロジェクトの関係者に分かりやすく説明することが求められる。

4 人間の安全保障基金のビジビリティの強化

人間の安全保障基金という名前が現場において認識されていないという問題がある。現地政府や実施団体の関係者については、そのプロジェクトが人間の安全保障基金によるものであること(意味合い)を意識してもらうことが、現場レベルの開発従事者への人間の安全保障の概念普及にも資すると

いえる。

5 人間の安全保障基金の実施体制の改善

人間の安全保障基金については、「手続きが遅い」等のマイナスのイメージが定着している。こうした点を払拭し、国連実施機関における人間の安全保障の概念に関する認知度を向上させるためには、HSUによる概念の説明だけではなく、現場における国連関係者の声にも考慮した、申請手続き等の改善が求められる。

6 マルチドナー化の推進

人間の安全保障基金の残高が減少している状況の改善と、 人間の安全保障の概念の普及のために、他のドナーが基金に 参加しやすい環境を整備すべきである。日本による基金への かかわりは、人間の安全保障諮問委員会を通じて政策レベル で果たすことに重心を置き、プロジェクト・レベルでの基金 への関与(コンセプト・ペーパーの審査等)は徐々に減らし ていくべきである。

外務省の対応策の例

- ・HSU は既に、グッドプラクティスを紹介するパンフレットを作成しており、引き続き、パンフレット及びホームページを活用して広報に努めるように要請を行った。
- ・終了したプロジェクトに関し、HSU がその成果等をホームページで公表する方向で検討中であり、その日本語版も作成し、外務省ホームページにて公表することを検討中。

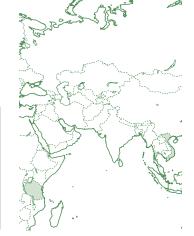


UNHCR/UNFPAによる元難民の自立とリプロダクティブヘルス支援(トルクメニスタン)



調査実施期間: 2009 年6月~2010 年3月 現 地 調 査 国: タンザニア、ベトナム

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/kako_h/kj09_01_index.html



評価方法

目的

- ■政策レベルの ODA 評価における提言を分類化・体系化す ることにより ODA 全体の評価及び改善のための指標を導 出する。
- ■提言のフォローアップ状況を確認・点検し、提言の有効性 を検証、必要があれば問題点を解明するなどして、実施可 能な提言のあり方について掘り下げた検討を行う。
- ■上記結果をとりまとめた上で、政策レベルの ODA 評価に おける提言に関する改善提言を行うとともに、それらの提 示の仕方等について方向性を提示する。

対象

2000 年度から 2007 年度に外務省が実施した 48 件の 政策レベル ODA 評価 (国別評価及び重点課題別評価)。

方法

調査は、(a)48 レビュー対象評価報告書の分析、(b)対 象年度の経済協力評価報告書及び外務省内対応方針の分析、 (c)外務本省関係各課インタビュー、(d)ケーススタディ国 (タンザニア、ベトナム)での現地調査、(e)在外公館対象 アンケート調査、(f)外務省関係各課対象アンケート調査、 (g)集団討議の7種の調査手法を用いて実施した。

結論

評価報告書の提言の質、提言の実現状況、実現に影 響を与える要因

48 件の政策レベルの ODA 評価報告書から整理された提 言総数は412であった。

提言の実現状況に関しては、「実現した」、「おおむね実現 した」、「ある程度実現した」の合計が、提言総数の 70% に のぼり、大半の提言が何らかの形で実現していることがわ かった。ただし、「ある程度実現した」については、提言の 実現に向けて何かしらの行動がなされているものを幅広く含 んでいる点に留意して理解する必要がある。

評価報告書のフィードバックのあり方に関しては、政策策 定の時期との関連から大半の評価が適切なタイミングで実 施されてきたと判断できる(「適切」~「ある程度適切」の 合計が75%)。在外公館での評価報告書の利用に関しては、 回答があった範囲ではよく利用されていることが確認され た。

評価報告書の活用の好例としては、今回現地調査を実施し たタンザニアが挙げられる。タンザニアでは、現地大使館が 主導する ODA タスクフォース及び外務省の双方において、 国別評価報告書(2005年)を活用することが確認され、 最終的に国別援助計画(2008年)に提言がよく反映された。

また、同様に今回現地調査を実施したベトナムでも、 2001 年度の国別評価報告書の提言の多くは 2004 年度の 改定版国別援助計画に反映された。2006年度の国別評価 報告書の提言についても、2009年度の改定版国別援助計 画に反映されたものもあったが、提言の内容が「ODA実施 の手法」に関するものが多く、また、それら提言が具体性を 欠いていたため、こうした提言については実現したかどうか 明確な結論に至らなかった。

提言の実現に影響を与える「内部要因」としては、(a) 政策策定とのリンク(評価実施のタイミング)の適切性(b) 提言を実現するための資源の利用可能性、(c)外務省の組織 的な対応姿勢(柔軟姿勢は促進要因だが、統一方針が決定さ れない場合には制約要因となる)、(d)属人的要因(外務省・ 大使館トップのリーダーシップの有無)が大きく影響を与え ていることが特定された。一方、「外部要因」としては、(a) 援助協調対応への国際的圧力、(b)被援助国の政策立案の動 向や政情変化、(c)国際的な合意への対応圧力、(d)日本に おける環境変化(行財政改革の影響)が特定された。

総合評価

外務省が行う政策レベルの ODA 評価は、上記のとおり評 価報告書でなされた提言がかなりの高率で実現していること もあり、現状はある程度満足できる状況であると結論できる。

ただし、評価と提言の質を更に高め、評価結果をより政策に 反映し、より効果的に広報・フィードバックを実施していく ために、改善すべき点は多数あると言える。

なお、今回のレビュー調査を通じて、「具体的で実現可能性 が高い提言 | が望ましいという結論に達した。「具体的 | とは、 (a)何をすべきか明確である(ただし(i)政策・戦略の方向性 に関して明確であることと、(ii)援助手法や手続きに関して明 確であることはその性格がおのずと違うことに留意)、(b)誰 がすべきか明確である(宛先)、(c)いつまでにすべきか明確 である(期限あるいは優先順位)の3点である。さらに、「実 現性が高い」とは、(a)現地の援助ニーズに基づいている、(b) 専門知識に基づいている、(c)利用可能な「資源」(援助資金、 援助人材、援助スキーム・体制)を十分に踏まえている、の 3点である。なお、すぐに実現可能な提言だけでなく、現場 の援助ニーズや専門知識に基づいてはいるがすぐには実現で きない提言(言わば「数歩先を行く提言」)も、あるべき援助 を長期的に導くという意味で意義が大きい提言だと言えるの で、臆せず提言すべきである。また、事前に策定された政策 が実現したかどうかを評価するわけではないが、専門知識を 有する専門家としての観点を含め、知見を別途まとめて記載 することも考えられる(「団長所感」などの名称で挿入する)。

提言

提言の質を高めるための改善提言

■提言は4つの領域(ドメイン)に分けて策定する。

レベル 1	本邦本部レベル	現場レベル
	(外務省、実施機	(大使館、実施機関
レベル2	関本部など)	現地事務所など)
政策・戦略の方向		
性レベル		
援助手法·援助手		
続レベル		

*なお、上記4つの領域以外の提言(相手国政府、国際機関宛など)がある場合は、別途、スペースを設けて記載する。

- ■提言の「優先順位」及び「宛先」を可能な限り明確に付記する。
- ■提言は可能な限り、評価結果の根拠、対応の方向性、具体 的な対応行動の3段階で記載する。
- ■提言策定作業は、まず評価者が原案を作り、外務省担当者・ 大使館担当者の参加を得て実現可能性を吟味した上で、評価者が最終決定する。

評価結果の質を高めるための改善提言

■客観的な評価結果を導出するために、目指すべき成果を一



ベトナム計画投資省でのインタビュー

覧にまとめた「目標体系図」の作成を政策策定時に行う。

- ■わかりやすい評価結果を導出するために、「総合評価制度」 (5段階評価等)を導入する。総合評価が困難な場合には 各項目の評価結果を一覧表で示すこと(プロファイルとい う)も考えられる。
- ■新しい課題に対応した評価の手続きを整備する(ODA 評価ガイドラインを改定する)。

提言をより政策に反映させるための改善提言

- ■国別援助計画の策定作業との連携を強める。
- ■分野別イニシアティブに関して、外務省としての政策として明確に位置付けて策定することとし、評価との連携を強める [□]。
- ■複数の評価報告書で見られた共通の提言については、外務 省としての統一した対応方針を検討して決定し、今後の評 価においてはその実現状況の確認を必ず行う。

評価結果の効果的な広報・フィードバックを実現するための改善提言

- 1 年間に行われた評価結果の概要を一覧にして全公館に 周知するとともに、特に関係の深い公館には評価報告書の 現物を送付する。
- ■評価結果を関係者に広報するための各種の工夫を実施する(報告書の構成の工夫、現地報告セミナーの実施など)。
- i ただし、国別援助計画のあり方そのものについて、現在外務省において検討が行われており、その結果によっては国別評価と国別援助計画の関係に変更が生じることが想定される。
- ii イニシアティブは、対象となる分野における開発援助の基本的な考え方を整理した文書として国内外へ示すものが多く、達成しなければならないという具体的コミットメントを必ずしも意味してはいないという意見もあった。

外務省の対応策の例

- ・改訂予定の「ODA評価ガイドライン」に反映させ、 平成23年度以降の評価実施において実践する。
- ・より分かりやすい報告書の作成について検討する。 概要についても、これまで3ページ超あったものを 2ページ程度にまとめることを徹底する。

文化無償資金協力についてのフォローアップ調査 (在外公館による現況調査)

目的・経緯

文化無償資金協力は、相手国の文化・高等教育振興、文化 遺産保全に資することを目的として行われる政府開発援助スキームの1つである。

文化無償資金協力による供与内容については、日本語学習 用の LL 機材、劇場や美術館、博物館に対する視聴覚・音響 機材、文化遺産に従事する大学・研究所等に対する遺産修復・ 調査・研究のための機材など、供与機材の大半が精密機器に より占められるために、現場での保守管理に努めた場合にお いても経年劣化や地元の気候条件等により故障等が避けられ ない案件は少なくない。また、各国の柔道、空手協会等に対 する柔道器材等の供与といったスポーツ分野における協力に ついても、柔道着や畳等、頻繁な使用による機材の劣化が進 む案件もある。このため、供与機材の保守管理について現場 の実施機関側の自立的な努力が求められるところである。し かしながら、実施機関側の財政状況が供与当時から改善され ていない場合で、比較的小規模な支援を追加的に実施するこ とにより故障したシステム全体を回復させることが可能な場 合は、かかる補修を実施することにより、機材が更に長期に わたり有効活用され、裨益効果を高めることができると考え



エジプト カイロ大学日本語学習機材整備計画



モンゴル 科学アカデミー古生物学センターに対する研究活動機材

られる。このため、日本側としても本件フォローアップ調査による調査結果を踏まえて、個々の案件については補修支援のためのフォローアップ事業による対応も可能な範囲で検討していきたいと考えている。

結果

こうした中で、文化無償資金協力については、平成21年度においては供与後1年~2年経った案件として14件、供与後3年から4年経った案件として37件の計51件(42か国)について現在の機材活用状況等を確認するべくフォローアップ調査を実施した。

その結果、一部案件の機材等には上記に掲げたような不具合が生じ、そのために実施機関側が補修につき検討している案件があった。日本側としても現場での保守管理努力を補完する形で、平成21年度には補修等の支援をフォローアップ事業として実施した。

この他の案件については、現在の機材状況には問題はなく、例えば、LL機材整備案件については、『機材供与を機に日本語教授が活発になり2クラスから3クラスに増加することになった』、スポーツ器材案件については、『供与機材で練習した結果、北京オリンピックでも健闘できた』、大学の印刷機材整備案件については、『教材等の印刷効率が従来に比べ飛躍的に向上した』、テレビ番組ソフト整備案件については『放映により、文化教育の向上のみならず、同分野の番組を制作する上で非常に参考になり有益であった』といった声が聞かれ、他国にはないこのような日本政府からの支援は貴重であるとの謝意が表されるなど、現地からの評価は高い。



フィジー 情報・通信・メディア省に対するビデオ撮影・編集機材

日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査

経緯・目的

平成 21 年度において、平成 17 年度に実施した「日本 NGO 連携無償資金協力」の案件を対象に在外公館による事後状況調査を行った。「日本 NGO 連携無償資金協力」とは、一定の要件を満たした日本の NGO が実施する、開発途上国の住民に直接裨益する開発事業に対して資金協力を行うスキームであり、平成 21 年度は、35 か国 1 地域において計81 件、47 団体に対して総額約 20 億 8,100 万円の政府開発援助資金を供与した。

本件調査は、日本の NGO による開発援助の重要性が増す中で、上記資金協力スキームにより実施した事業が、完了後一定期間を経てどのような状況にあるかについて、在外公館の担当職員が共通様式を用いて、計画の妥当性、目標の達成度、効率性、インパクト、持続性、社会的配慮、環境への配慮といった観点から確認し、評価結果を外務省に報告する趣旨で実施されている。調査報告については、実施団体に通報するとともに類似案件を審査する際の有用な参考情報として在外公館と外務省との間で共有されている。

実施方法

平成17年度中に贈与契約が締結された案件について、各案件の所管公館が各公館に配置された外部委嘱員を中心に調査を実施し、所定の「事後状況調査シート」に記入して、平成21年12月末をめどに報告を行った(事業終了後3~4年後をめどに調査することとしている)。

調査では建物・機材の維持・管理状況、教育・訓練施設・ 人材の活用状況、日本の ODA による援助であることを示す など広報協力の実施状況、維持・管理体制等をチェックし、 更に詳細な調査、確認を要する案件については、別途、外部 機関に専門的な調査を依頼することとしている。



インドネシア 看護学校への教育 用機材供与

結果

平成17年度に契約が締結された全67件中、治安情勢を含めた諸般の事情により調査が困難であった案件、すでに外部機関が類似の調査を実施済みの案件等を除く37件(18か国)について調査を行った結果、総合評価で30件が「優良」、7件が「良」との評価を得た。



エクアドル 給水設備設置プロジェクト

「アフガニスタンにおける教育セクターへの日本の援助」の評価

調査実施期間: 2010 年 1 月~2010 年 3 月評価実施者: Max Global Consulting Servicesシニアコンサルタント: モハマンド・イスラエル・モハマドコンサルタント: アブドラ・ヌーリー

注:評価実施者の報告書を基に大使館にて要約し、日本語訳したものですが、記載されている内容は、評価実施者の見解であり、日本政府の立場や見解を反映するものではありません。

評価方針

目的

アフガニスタンにおける、教育セクターの援助案件の評価 を行い、これまでの援助について見直すとともに、今後の新 たな援助のあり方について提言する。

対象・時期

アフガニスタンにおいて実施済みの主要教育セクター案件

- ■教師教育強化事業(2005年6月~2007年8月)
- ■学校建設事業(第1期2004年度)
- ■学校建設事業(第2期2005年度)

方法

- ■教育省(中央及び地方機関)、受益者(地方コミュニティグループ幹部、校長、教員、及び保護者)、並びに日本援助機関担当者等、計218名(男性142名、女性76名)を対象とし、個別面接(key informant interview)または集団討論(focus group discussion)の実施。
- ■教育省を含むアフガニスタン政府、日本大使館、JICAによって作成された書類調査の実施。
- ■プロジェクトサイトの現地視察の実施。

評価結果

目的の妥当性

教師教育強化事業は、ミレニアム開発目標に掲げられた "Achieve Universal Primary Education(初等教育の完全普及の達成)"、アフガニスタン国家開発戦略(ANDS)に掲げられた「全アフガニスタン国民の良質な教育に対する 平等なアクセス」、及びアフガニスタン国家教育戦略計画に合致しており、その目的は妥当と評価できる。

また、学校建設計画は、アフガニスタン憲法に掲げられた「全てのアフガニスタン国民に対する均等な教育機会の拡大」、ミレニアム開発目標に掲げられた"Achieve Universal Primary Education(初等教育の完全普及の達成)"、及び ANDS に掲げられた「全アフガニスタン国民の良質な教育に対する平等なアクセス」に合致しているととも

に、特に ANDS における、今後4年間に初等教育への就学者数を610万人から770万人へと増加させる計画に大きく寄与するものとなっており、その目的は妥当と評価できる。

結果の有効性

教師教育強化事業における研修を受講した 10,000 名の教師(1~3年生担当)のうち90%が、受講を通し知識と技術が向上したとの実感を得ている。また、各学級における教師の指導方法が改善され、これまで教師による一方的な教授でしかなかった授業が、対話的なものとなり生徒が積極的に授業に参加するようになった、クラスが活性化し、生徒が相互に切磋琢磨するなど向上心の改善があった等の成果が報告されており、教師教育強化事業の高い有効性が確認された。

学校建設計画において建設・改築された学校は瑕疵がなく、 また、生徒の教育環境の向上及び生徒の就学者数の増加が確認された。また、地域コミュニティから高く評価されており、 有効な結果と評価できる。

プロセスの適切性

学校建設事業においては、地域コミュニティの建設用地選定への関与及び用地の提供、並びに地元労働者による建設など、住民主体の事業を行ったことが確認された。

提言

教師教育強化事業について

本事業は高い有効性が確認された事業であったことから、その事業で得た成果をより持続可能なものとするため、今回のプロジェクトで研修を受けた各校の教師の一部を対象に、特に新任教師に対し、各校で研修が実施できるよう、マスタートレーナーとなるための研修を行うなど、事業の発展的継続を行うべきである。

2 学校建設事業について

本事業は学生の就学環境に大幅な改善をもたらした有効な 事業であったが、未だ多くの学生が、不適切な環境での学習



を強いられている実態があり、その改善の必要性は切迫した ものがある。今後も同様の事業を継続していくべきである。

3 日本の教育セクターにおける今後の援助について

同セクターにおける日本の援助は、アフガニスタン政府の同セクターにおける主たる施策に沿ったものであり、また、その評価も高い。一方、教育分野における問題として、女性の低識字率(19%、男性40%)、女性教員不足から来る女子生徒の低就学率等の女子教育の問題もある。日本はアフガニスタン国家開発戦略における重要分野の1つでもある教育分野への支援を実施しているが、今後は女子教育の改善についても財政的、技術的支援を行うべきである。

「グアテマラの保健・水セクターに対する日本のODA」の評価

調査実施期間:2010年2月~2010年3月

評 価 実 施 者:大統領府企画庁(SEGEPLAN)選任評価チーム 評 価 主 任:マルコ・ペレス(国立サン・カルロス大学教授)

コンサルタント:ブランカ・ゴンザレス(保健セクター)、マリオ・ガルシア(水セクター)

注:評価実施者の報告書を基に大使館にて要約し、日本語訳したものですが、記載されている内容は、評価実施者の見解であり、日本政府の立場や見解を反映するものではありません。

評価方針

目的

グアテマラの保健・水セクターの日本の ODA 事業の妥当性、効率性、効果、インパクト、持続性及びプロセスの適切性を評価し、今後の効果的・効率的な案件実施に繋げる。

対象・時期

2003 年~ 2009 年に実施した保健・水セクターの日本 の ODA 案件

- ■一般プロジェクト無償資金協力:ケツァルテナンゴ市給水 施設改善計画、首都圏主要国立病院整備計画
- ■草の根・人間の安全保障無償資金協力:保健セクター(診療所建設及び機材整備)3件、水セクター(上下水道施設整備)10件
- ■技術協力:こどもの健康プロジェクト

方法

- ■現地調査:モニタリング調査、関係者へのインタビューを 実施。
- ■資料等による分析: ODA 白書、申請書、大使館 HP 等の 内容を分析。

評価結果

妥当性

基礎生活分野の充足が常に国家政策の主要課題であるグアテマラでは、保健・水セクターへの支援は極めてニーズが高い。日本の ODA 政策及び対グアテマラ援助重点分野との整合性からも妥当性は高い。

効率性

案件目標はおおむね達成。投入された資源の効果的な活用 も確認され、効率性は高い。

効果及びインパクト

1 ケツァルテナンゴ市給水施設改善計画

目標は十分達成。同市営水道公社に対する適切な技術移転。 ネガティブ要素は確認されず。

2 首都圏主要国立病院整備計画

迅速かつ適切な診療が可能となり、患者の受入れ能力が向上し、高いレベルの有効性・成果が確認された。

3 草の根・人間の安全保障無償資金協力

草の根レベルに直接裨益する機動的な援助スキームとして有効。特に山岳農村地域におけるインフラ事情、西部高原地域の高い乳幼児及び妊産婦死亡率からも保健・水セクターに対する草の根レベルの援助ニーズは極めて高い。また、MDGs 達成の観点からも、地方農村地域の保健・水セクターを対象とした協力は極めて有効。

4. 技術協力

機材供与、研修員受入れに加え、専門家、青年海外協力隊 員派遣等、現場に応じた柔軟な支援は非常に有効。上位目標 (乳幼児死亡率の減少)は極めて高いレベルで達成。

持続性

1 ケツァルテナンゴ市給水施設改善計画

同市営水道公社は、移転技術を活用し水道施設の適切な運転・維持管理を実施。水道経営改善努力も確認。案件発現効果は協力終了後も持続して発展している。

2 首都圈主要国立病院整備計画

供与医療機材の一部は、既に部品の修理・交換が必要となり、各病院は、関係者提供の各機材のメーカー・代理店リス

トをもとに独自で調達に努めている。施設の運営及び機材の維持管理経費は必ずしも潤沢ではないが、限度内での自助努力が認められる。日本政府は、協力後も「病院管理」、「医療機材管理・保守」等の JICA 研修員受入コースを通じたソフト面での協力も実施し、持続性は十分に確保。

草の根・人間の安全保障無償資金協力

大使館は、各案件終了後、原則2年後にモニタリングを行い、持続性確保の努力を確認。

4 技術協力

協力終了後、グアテマラ政府による経費手当てが若干遅れ、 案件発現効果の一部・短期的低減という財政面の課題はあったが、本協力により移転された小児医療「5つの基本ケア」 等の技術は関係施設で定着し、特に技術面の持続性・自立発 展性は顕著。

プロセスの適切性

一般プロジェクト無償資金協力及び技術協力

適切。

2 草の根・人間の安全保障無償資金協力

一部で被供与団体と地域住民との間の連携・調整不足により効果が低減しているケースあり。全体としては案件形成過程の各コミュニティーの優先的ニーズの考慮や被供与団体・住民が一体となった取組を確認。案件実現可能性、被供与団体の実施能力の有無にかかる大使館の判断はおおむね適正。

提言

草の根・人間の安全保障無償資金協力

案件内容の妥当性、被供与団体の実施能力、実施後の維持 管理体制の厳密な精査引き続き必要。案件実施中・実施後数 年にわたる大使館のモニタリング、技術指導等の充実による 効果増大、持続性を期待。

2 医療機材供与を含む案件

維持管理に経費支出が少なく、修理・交換部品の入手が容易な機材を、病院機能の維持に必要最小限な数量のみ供与することを配慮すべき。

3 技術協力

案件終了後もカウンター・パートに移転技術・知識の活用、 自立発展性の確保のため、グアテマラ政府は県事務所レベル のみでなく中央省庁レベルで十分に組織・財政面の調整の必 要あり。



供与医療機器(一般プロジェクト無償)



ケツァルテナンゴ市給水施設改善計画

政策評価法に基づく評価と ODA 評価

1. 政策評価法

日本の政策評価制度は、平成13年に行われた中央 省庁等改革の大きな柱の1つとして導入されました。 全ての府省は、同年に制定された「行政機関が行う政 策の評価に関する法律」(「政策評価法」)によって、 その所掌する政策について自己評価を行うことが義務 付けられています。その主な目的は、次の3つです。

- ①行政機関が国民に対する説明責任を果たし、透明性を高めること。
- ②国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図る こと。
- ③国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。 各府省は、政策の目的・目標が国民や社会のニーズ に合っているか(必要性)、使われた費用に見合った 成果が上がったか(効率性)、期待された効果が上がっ たか(有効性)を中心に、その政策の効果を分析しま す。そして、評価結果を政策の見直しや新しい政策の 企画・立案に役立てます。

一方、総務省は、各府省の自己評価の内容ややり方が

適切かどうかを点検する(客観性担保評価)と同時に、 複数府省にまたがる政策を評価(統一性・総合性確保評価)しています。

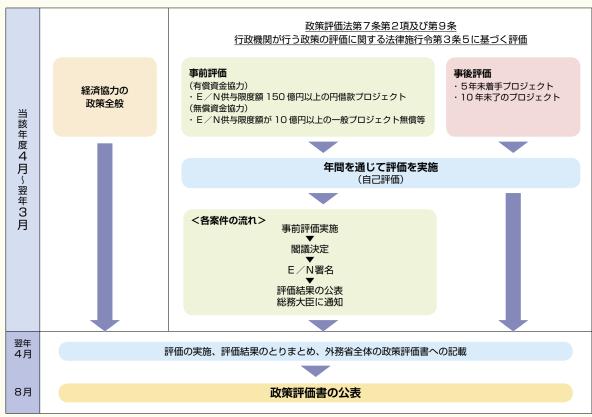
なお、政策評価の詳細については、総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/index.html をご覧下さい。

2. 政策評価法に基づく評価

外務省における政策評価は、政策評価法第6条及び第7条の規定に従い、評価の手法、実施体制、情報の公開など評価に関する基本的な事項について定めた基本計画(3年から5年に1度策定)及び毎年度の評価の前に、評価の対象となる施策などについて定めた実施計画に基づいて実施しています。外務省が実施した政策評価については、外務省ホームページの省庁共通公開情報(外務省政策評価)http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.htmlに掲載されています。

3. 政策評価法に基づく ODA プロジェクト・ レベルの評価

政策評価法第7条第2項及び第9条、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条5に基づき、



政策評価法に基づくODA評価の流れ

外務省では ODA の施策について以下の評価を行うことが義務付けられています。各評価の流れは左図のとおりです。

(1)政策評価法に基づく事前評価

有償案件では、供与限度額が150億円以上の個別案件(債務救済を除く)を評価対象としており、また、無償案件では、供与限度額が10億円以上の一般プロジェクト無償等を対象とし、当該案件を採択した根拠という観点から評価を行っています。事前評価は、当該案件の閣議決定までに行い、E/N署名後に外務省ホームページ上で評価結果を公表しています。

2009年度には、無償案件38件、有償案件21件について、政策評価法に基づく事前評価が実施されています。

(2)政策評価法に基づく事後評価

外務省は政策評価法第7条第2項に基づき、未着手案件(閣議決定後5年を経過した時点で未貸付)及び未了案件(閣議決定後10年を経過した時点で貸付未完了)を対象として、事後評価を行っています。この評価は、外務省が策定する政策評価の実施計画に基づき、当該案件を継続実施するか中止するかの観点から行うことになっています。評価結果は、年1回、外務省ホームページ上及び外務省全体の政策評価書において公表しています。

2009年度には、有償案件において未着手案件3件、未了案件10件の、合計13件について、政策評価法に基づく事後評価が実施されています。

■ 無償資金協力案件の事前評価 38 件 (E/N 供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償等)

国 名	案 件	交換公文署名日
モンゴル国	ウランバートル市高架橋建設計画	平成21年5月27日
タンザニア連合共和国	ムワンザ州及びマラ州給水計画	平成21年5月27日
ボリビア多民族国	コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画	平成21年5月29日
セネガル共和国	タンバクンダ州及びケドゥグ州保健施設整備計画	平成21年5月29日
アンティグア・バーブーダ	バーブーダ島零細漁業施設整備計画	平成21年6月4日
ソロモン諸島	ギゾ病院再建計画	平成21年6月17日
ソロモン諸島	ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画	平成21年6月17日
フィリピン共和国	カミギン島防災復旧計画	平成21年6月18日
ブータン王国	第三次橋梁架け替え計画	平成21年6月19日
ネパール連邦民主共和国	シンズリ道路建設計画(第三工区)	平成21年6月23日
パプアニューギニア独立国	ブーゲンビル海岸幹線道路橋梁整備計画	平成21年6月25日
ガボン共和国	リーブルビル零細漁業支援センター建設計画	平成21年6月26日
ブルキナファソ	中央プラトー及び南部中央地方飲料水給水計画	平成21年6月27日
中央アフリカ共和国	小学校建設計画	平成21年7月1日
ケニア共和国	カプサベット上水道拡張計画	平成21年7月6日
ガーナ共和国	国道 8 号線改修計画	平成21年7月7日
マリ共和国	第三次マリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画	平成21年7月8日
エチオピア連邦民主共和国	オロミア州給水計画	平成21年7月16日
カンボジア王国	国道一号線改修計画(第3期)	平成21年7月30日
ヨルダン・ハシェミット王国	空港治安対策強化計画	平成21年8月10日
モンゴル国	第四次初等教育施設整備計画	平成21年8月18日
ザンビア共和国	ンドラ市及びキトウェ市道路網整備計画	平成21年8月28日
ボリビア多民族国	ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画	平成 21 年 10 月 22 日
モザンビーク共和国	中学校建設計画	平成 21 年 10 月 27 日
フィリピン共和国	気象レーダーシステム整備計画	平成 21 年 10 月 30 日
ペルー共和国	国立障害者リハビリテーション・センター建設計画	平成 21 年 11 月 10 日
コンゴ民主共和国	キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画	平成 21 年 11 月 30 日
タンザニア連合共和国	マサシーマンガッカ間道路整備計画(3/3)	平成21年12月3日
インドネシア共和国	ニアス島橋梁復旧計画	平成21年12月10日
グレナダ国	ゴーブ伝統的水産基盤改善計画	平成 21 年 12 月 22 日
グアテマラ共和国	クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画	平成22年1月27日

コンゴ民主共和国	ンガリエマ浄水場改修計画	平成22年2月16日
ヨルダン・ハシェミット王国	上水道エネルギー効率改善計画	平成22年2月28日
パレスチナ自治区	ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画	平成22年3月2日
フィリピン共和国	オーロラ記念病院改善計画	平成22年3月15日
セネガル共和国	タンバクンダ州給水施設整備計画	平成22年3月19日
ルワンダ共和国	第二次地方給水計画	平成22年3月26日
スリランカ民主社会主義共和国	ジャフナ教育病院中央機能改善計画	平成 22 年 3 月 26 日

■ 有償資金協力案件の事前評価 21件 (E/N供与限度額 150億円以上の円借款プロジェクト)

国 名		交換公文署名日
フィリピン共和国	物流インフラ開発計画	平成21年6月18日
ベトナム社会主義共和国	タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第一期)	平成 21 年 10 月 26 日
ベトナム社会主義共和国	貧困地域小規模インフラ整備計画(第三期)	平成 21 年 10 月 26 日
ベトナム社会主義共和国	中小企業支援計画(第三期)	平成 21 年 10 月 26 日
ベトナム社会主義共和国	第八次貧困削減支援貸付(景気刺激支援含む)	平成21年11月7日
インドネシア共和国	第二次気候変動対策プログラム・ローン(景気刺激支援含む)	平成21年12月10日
グルジア	東西ハイウェイ整備計画	平成21年12月16日
イラク共和国	中西部上水道セクターローン	平成22年2月21日
イラク共和国	アル・アッカーズ火力発電所建設計画	平成22年2月21日
イラク共和国	デラロック水力発電所建設計画	平成22年2月21日
ルーマニア	ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画	平成22年3月10日
エジプト・アラブ共和国	ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画	平成22年3月15日
インドネシア共和国	ルムットバライ地熱発電計画	平成22年3月18日
インドネシア共和国	ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第一期)	平成22年3月18日
モロッコ王国	地方都市上水道整備計画	平成22年3月19日
インド	デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ 2)(第五期)	平成22年3月29日
インド	コルカタ東西地下鉄建設計画(第二期)	平成22年3月29日
インド	チェンナイ地下鉄建設計画(第二期)	平成22年3月29日
インド	貨物専用鉄道建設計画(フェーズ 1)(第二期)	平成22年3月29日
ケニア共和国	オルカリア I 4・5 号機地熱発電計画	平成22年3月30日
パキスタン・イスラム共和国	全国基幹送電網拡充計画	平成22年3月31日

■ 未着手案件の事後評価 3件(全て有償案件)(5年未着手のプロジェクト)

国 名		交換公文署名日
インド	北カランプラ超臨界火力発電所建設事業(I)	平成17年3月29日
インド	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業(バラナシ)	平成 17年 3月29日
インド	ウッタル・プラデシュ州仏跡観光開発事業	平成17年3月29日

■ 未了案件の事後評価 10件(全て有償案件)(10年未了のプロジェクト)

国 名	案 件	交換公文署名日
ペルー	地方上下水道整備事業	平成11年4月6日
マレーシア	高等教育基金借款事業(2)	平成 11 年 4 月 27 日
トルコ	ボジュイク・メケジェ道路改良事業	平成 11 年 8 月 13 日
チュニジア	地方給水事業	平成 12年 2月 4日
中国	環境モデル都市事業(貴陽)	平成 12 年 3 月 24 日
中国	湖南省都市洪水対策事業	平成 12 年 3 月 24 日
中国	湖北省都市洪水対策事業	平成 12 年 3 月 24 日
中国	江西省都市洪水対策事業	平成 12 年 3 月 24 日
ベトナム	ベトナムテレビ放送センター建設事業	平成 12 年 3 月 28 日
マレーシア	全国下水処理事業	平成 12年 3 月 31 日

金融庁

新興市場国金融当局を対象とした技術支援 政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 後 価 者:金 庁

詳細情報 http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html

概要・目的

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に監督する 立場 (integrated regulator) から、日本の経験や国際会 議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、 各国の金融当局との連携強化に努めることも重要な役割と なっている。

また、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、 日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システ ムの健全な発展は、日本を含む国際金融システムの安定性の 向上において一層重要となっている。

こうしたことを踏まえ、金融庁は技術支援(銀行、証券、 保険の規制監督当局者に対する金融行政研修)実施を通じた アジアの新興市場国の金融当局の能力向上や人材育成に積極 的に取り組むとともに、各国との連携強化及び日本のプレゼ ンス向上を図っている。

評価概要

2009 年度に実施した研修事業は、過去に行なった各種 調査結果(例えば、実務や制度等についての講義だけではな く、ケーススタディーの要請やセミナーの開催等)に基づい て企画立案を行い、実施したものである。

金融庁主催の金融行政研修は、参加者に対し、事後アンケー ト調査の結果、回答者の大多数から研修で得た結果について 「同僚と情報共有を行い、具体的に活用する」もしくは「日 本の制度を活用したい」などの回答を得ている。

総務省

ICT 分野における国際戦略の推進

政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 後 価 者:総

詳細情報 http://www.soumu.go.jp/main_content/000029543.pdf

概要・目的

二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決する ための協調及び貢献、ICT 分野の国際競争力強化に向けた海 外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネッ トワーク社会実現への貢献を目標とする。これらの目標達成 に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献 により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等を 図る。また、多様な手段を用いた日本の ICT に関する情報 発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相 互理解の増進及び日本の ICT 産業の海外展開支援を図る。

評価概要

二国間及び多国間協議等への積極的な参加を行うことによ り、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献 を果たしている。また、海外への情報発信及びセミナー・シ ンポジウムの開催を戦略的に取り進めることにより、重点3 分野(地上デジタル放送方式、次世代 IP ネットワーク、ワ イヤレス) における日本の ICT 産業の海外展開支援を効率 的に推進している。

備考

当該施策に関しては、一部に ODA 予算を含んでいるのみ であるが、ODA 施策として掲載している。

法務省

法務行政における国際協力の推進 政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 後 価 者:法

詳細情報 http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

概要・目的

国際連合に協力して行う研修・研究及び調査

- ・犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止 及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及 び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施
- ・国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への 参加

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修及び調 查研究

- ・開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して 法制度整備支援活動の一環として行う国際研修の実施
- ・法制度整備支援に関し、諸外国の法制等に関する調査研究 の実施
- ・法制度整備支援に関し、支援対象国における積極的かつ効 果的な活動を推進するための専門家の派遣
- ・法制度整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会 議の開催

評価概要

・国際連合に協力して行う研修・研究及び調査については、 国際研修・セミナーの参加者から高い満足度を得られた。 また、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関す る地域セミナーでは、同地域内の各国が今後取り組むべき 課題を示す勧告を採択した。そのほか、共催機関である フィリピン司法省との間で緊密な関係を構築することがで きた。

さらに、国際会議に参加することで得られた情報や人的 ネットワークは、今後の国際研修等の遂行に活用できると ともに、日本の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進に も役立っており、有効であったと考えられる。

以上のことから、今後とも、本施策を継続実施していく こととする。

・支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修及び 調査研究については、国際研修の参加者から高い満足度を 得られた。

また、ベトナム、カンボジア等の支援対象国のニーズに 応える形で実施した国際研修や各国の立法担当職員及び裁 判官、弁護士等の法曹関係者を招へいして行った国際会議 の成果は、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に 反映されている。

さらに、派遣専門家の現地における積極的な活動により ベトナムにおいて平成21年6月に日本が起草支援をした 国家賠償法が同国の国会で可決成立するなど、専門家派遣 活動の成果が着実に上がっている。

これらの施策の実施により、基本法令の整備や法曹等の 人材育成が促進されることは、支援対象国の市場経済の発 展等に寄与するものと考えられる。

さらに、日本と支援対象国との信頼の醸成、ひいては日 本の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、 有効であったと考えられる。

以上のことから、今後とも、本施策を継続実施していく こととする。



2009年12月9日~11日、マニラ(フィリピン)にて開催された 「東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」(開 会式におけるフィリピン司法大臣のスピーチ)

財務省

財政分野や関税・税関分野における人材育成支援、制度・政策支援

政策

施策

東:政 策 評 個

評価の種類:政策評価 評価時期:事前/事後 評価者:財務省

詳細情報 http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm

概要・目的

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、各国の発展段階や経済構造に応じた適切な経済社会制度の設計及び運営を行う必要がある。財務省は、財政金融分野や関税・税関行政分野等の制度や政策について、人材育成支援や制度政策支援を実施し、国際協力の推進に積極的に取り組む。

評価概要

財務省は、経済・社会開発の担い手となる人材育成を目的として、開発途上国の政策担当者及び行政実務担当者等を対象とした研修・セミナーや、政策ミッションへの参画及び専門家派遣による開発途上国への専門的なアドバイスを実施している。平成21年度において、例えば以下の支援を行った。

●ラオス証券市場設立に係る技術協力

●財政経済長期セミナー

●WCO / 日本関税技術協力プログラムによる専門家派遣支援の実施にあたり、相手国政府の現地担当者や在外公館の財政経済担当者へのヒアリング等を通じて、事前に被援助国の要望や現状を把握するとともに、終了時には、参加者との協議の実施を通じて、今後の技術援助に関する要望等を聴取した。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術援助に関する要望等を把握することを目的に、現地への専門家派遣の機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施した。

このように、平成21年度は、国際協力の推進に積極的に 取り組むとともに、技術援助の相手先の要望や意見を集約し、 かつ財政・経済分野の技術援助関係者間の円滑な調整を行う ことにより、より効果的・効率的な支援となるよう取り組んだ。

国際開発金融機関を活用した支援

政策

施策

事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 後

評 価 者:財 務 省

詳細情報 http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm

概要・目的

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念を国際開発金融機関の政策に反映させる。

評価概要

財務省は、国際開発金融機関の主要株主として、国際開発金融機関が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念や ODA 政策を適切に反映させるよう努めている。平成 21 年度は、世界的な経済・金融危機が脆弱層に与える影響を緩和するため、各国と協力し、国際開発金融機関の途上国向け支援の拡大を求め

た。また、国際開発金融機関の資金基盤増強の議論にも積極 的に参加し、アジア開発銀行の第5次増資の合意に貢献した。

また、各国際開発金融機関本体への出資に加えて、各機関に日本信託基金を設け、融資にはなじまない小規模の貧困削減プロジェクトの実施、途上国への政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けて取り組んでいる。平成21年度は、例えば世界銀行では、スリランカにおける金融危機、食糧価格高騰の影響を受けた人々に対する栄養改善プロジェクト、アジア開発銀行では、インドにおける小規模農家に対するマーケットへのアクセス改善支援などがそれぞれ承認された。さらに、財務省は日本の二国間による支援の効率性・有効性を高めるため、国際開発金融機関と協調・連携した途上国への資金協力を行っている。このように、国際社会の援助ニーズに対応し、国際開発金融機関の活動に積極的に貢献するとともに、国際開発金融機関の知見を活用しながら効果的な援助を実施することができた。

文部科学省

国際協力の推進 政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 後 価 者:文部科学省

詳細情報 http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/seido/index.htm

概要・目的

国際協力の推進を図るため、日本の大学等における知的リ ソースを整理・活用して国際協力に関する情報提供等の知的 貢献を行う。また、国際機関へ事業委託等を行い国際的な取 組にも貢献する。

評価概要

日本の知見を活用した国際教育協力活動

日本の国際協力活動の一層の促進及び開発途上国の抱える 様々な課題の効率的解決に向けた取組として、平成 19 年度 より「国際協力イニシアティブ」を開始した。同事業の実施 により、日本の大学等が有する教育研究上の知識や経験を踏 まえた教育モデルの形成・普及啓発等が行われた。得られた 成果は国内外において様々な形で活用されており、国際教育 協力の質向上に寄与することができた。青年海外協力隊「現 職教員特別参加制度」では、現職教員が、開発途上国での教 育活動等を通じて教員の資質・能力を向上させることが期待 される。加えて、帰国後に自身の経験を教育現場に還元・貢 献する活動を行うことが、日本の教育の質を高めることにつ ながるため、積極的に現職教員の参加促進に取り組んできた。 平成 20 年度からは同制度の適用を日系社会青年ボランティ アに拡大した。本年度は帰国後の教員による還元・貢献活動 の動向や具体的な活動事例、そしてそのような活動を組織的 に支援し推進している教育委員会などの事例を把握するため に、調査研究を行い、報告書を作成するなど、現職教員への 派遣前・中・後の支援や同制度の存在・内容の普及啓発の一 層の充実に努めた。

ユネスコへの協力

アジア太平洋地域を対象とした識字事業等に対し、信託 基金の拠出を通じた協力を行っている。2009年度は、ユ ネスコ・バンコク事務所を通じ、「アジア太平洋地域協力信 託基金」を拠出し、引き続きコミュニティー学習センター (CLC) の強化、生涯学習の推進、識字率調査方法の開発等 の事業を行った。また、これらの事業を通じて、開発途上国 における就学率の向上、識字率の向上、教育の全ての局面に おける質の改善など、「ダカール行動の枠組み」で示された 目標に向けた取組に貢献した。特に、CLC 事業については、 アジア・太平洋地域における認知度が向上し、CLC 設置を 求める声が増加するなど、ユネスコの活動が確実にアジア太 平洋地域に浸透していることが伺える。世界教育フォーラム (2000年、ダカール)で採択された「ダカール行動枠組み」 の目標である、成人(特に女性)識字率を2015年までに 改善すること等については、南・西アジアのいくつかの国々 では、いまだ成人の識字率が低く、識字向上の速度も十分 でないなどの問題はあるものの、CLC等を積極的に活用し、 さらなる取組の充実を図っていくことが不可欠である。

備考

「国際協力イニシアティブ」

http://www.scp.mext.go.ip/index.html

留学生交流の推進

政策

詳細情報 http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/seido/index.htm

概要・目的

留学生の受入・派遣を通じた留学生交流は、日本と諸外国 との間の人的ネットワークの形成や相互理解と友好関係の深 化、国際的に開かれた社会の実現、日本の大学等の国際化・

国際競争力の強化、人材の育成を通じた知的国際貢献等に重 要な役割を果たしており、これまでも諸政策を通じて、その 充実に努めてきたところである。

今後は、2008年に関係6省で策定した「留学生30万

評価の種類:政策評価

評 価 者:文部科学省

評 価 時 期:事

人計画」に基づく優秀な留学生の受入施策のより一層の充実 を図るとともに、日本人学生の海外留学に対する支援の充実 を図ることにより、日本の国際競争力の強化、国際貢献及び 大学の国際化の推進を目指す。

評価概要

2009 年度においては、日本に受け入れている留学生数は 132,720 人で、過去最高の人数となっている。しかし、日本の高等教育機関の学生全体に占める留学生の割合は 3.8%と先進諸国と比較して必ずしも多くない状況にある。

国費外国人留学生の受入人数は 10,168人となっており、過去最高となっている。2009年度においても、国際競争力向上の観点から、引き続き国際的に魅力のあるプログラムに国費外国人留学生(研究留学生)を優先的に配置する「特別プログラム」を実施した。また、外交的要請に対応した戦略機動枠を設けるとともに、より柔軟な大学の自主的取組、創意工夫を涵養するため、奨学金単価、支給期間を大学が決定する枠を創設した。さらに、在籍段階や地域による生活費の違い等を反映するため、複数の奨学金単価を設定した。また、支給対象の成績評価基準を厳格化した。

私費外国人留学生に対する支援施策である学習奨励費の

2009 年度における給付者数は 15,709 人(ほか補正分 13,027 人) となっている。政府全体の一般歳出について の抑制方針や ODA 経費の削減の厳しい財政状況の中、月額 単価を見直し、支援対象の成績評価方法を厳格化するなど、より優秀な留学生への支援を実施した。

日本人学生の海外留学については、留学生交流支援制度により、2009年度の短期派遣人数は、838人(ほか補正分1,823人)、長期派遣は、52人となっている。

上記の結果から、留学生の受入・派遣の両面での一層の交流の推進について、厳しい財政状況の下であるが効率的・効果的な支援を行ったと判断した。

備考

非 ODA 事業を含む。

過去の評価のフォローアップ事例

過去においても効率的・効果的な支援を行ったと評価しているところであるが、事業内容については不断に見直しを行い、評価概要にも記載したとおり、大学の自主的取組の涵養、 奨学金のきめ細かい単価設定、支給対象の成績評価基準の厳格化を行った。

厚生労働省

国際機関の活動への参画・協力を推進すること:国際労働機関が行うディーセント・ワーク 実現のための技術協力事業に対する協力 政策 施策 事業

> 評価の種類:政策評価 評価時期:事 後 評価者:厚生労働省

詳細情報 http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html

概要・目的

国際労働機関(ILO)への任意拠出を通じて、ILO 専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施する。

南アジアにおける若年者雇用対策プロジェクト

貧困地域であるスリランカで、若年者の失業対策に関する 技術協力を実施する。

東南アジアにおける国外労働力移動の管理プロジェクト

タイ及びその周辺国における国外出稼労働者等の就労状況 を調査し、国外出稼労働者、受入国、送出国を中心に出稼労 働者の権利保護等を目的とした対策に関する技術協力を実施 する。

ASEAN 地域の健康確保対策事業

ILOと世界保健機関(WHO)が連携し、ASEAN 地域において、地域住民・労働者の健康確保支援等の技術協力を実施する。

地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援を実施する。

アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)に関する事業

任意拠出金(平成21年度9万6千ドル)を拠出し、 SKILLS-APの事業を支援するとともに、日本において、日本の有する経験、専門知識、施設等をいかしたセミナーの開催等の支援事業を実施する。

アジア太平洋地域技能開発計画 SKILLS-AP(旧APSDEP)は、国際労働機関(ILO)が協力する地域プログラムであり、アジア太平洋地域における職業能力開発分野の知識経験、施設等を相互に活用した技術協力を推進し、域内諸国の職業訓練の向上、技能水準の向上、ひいては経済社会開発を促進することを目的として、昭和53年に設立された。

日本は、SKILLS-APの事業活動に対し資金を拠出するとともに、日本が有する職業訓練分野における経験、ノウハウ等を活用したセミナー開催等の支援事業を実施している。

評価概要

ILO を通じたこの事業は、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウをいかすとともに、加盟国同士が労使団体を含めて相互に協力し合う仕組みを採ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア・太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。

ILOは計画期間に応じて、第三者機関等による中間評価、 最終評価を行うなど、客観的な事業の評価を行い、より効率 的かつ効果的なプロジェクト運営が行われるよう積極的に取 り組んでいる。また、全体として、各国政府及び労使団体等 により高い評価を得ている。

SKILLS-AP に関しても、平成 21 年度においては、労働市場と訓練のミスマッチの解消がワークショップのテーマとなっていたが、参加者が帰国後、その成果をいかして、訓練関係法令の改正において企業内訓練の関係条文を盛り込む例や参加国が成果をより発展させ新たな国際セミナーを開催する例が見られるなど、域内加盟国の技能向上及び雇用の拡大に貢献している。

全体として、ILOを通じた協力については、日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会への貢献及び国際化時代にふさわしい厚生労働行政の推進に向けて、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

備考

ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第86号)に基づくもの。

国際機関の活動への参画・協力を推進すること:世界保健機関等が行う技術協力事業に対し て協力すること 政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 評 価 者:厚生労働省

詳細情報 http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html.

概要・目的

拠出金事業による技術協力事業

世界各国が抱える保健医療・公衆衛生分野における様々な 課題に対し、それらを解決するための一助となること、及び 世界的な健康脅威に対し協力して対処することを目的とし て、日本に蓄積されている高度な技術を活用し、WHO を通 じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施する。

開発途上国におけるエイズ対策の推進

日本の高いエイズ治療技術等を用い国際貢献を行うため、 国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、特に開発途 上国におけるエイズの治療、予防等に係る保健医療システム の強化等に対する支援を行うことにより、世界のエイズ対策 の強化に積極的に協力する。

評価概要

世界保健機関(WHO)拠出金事業を通じて途上国におけ る感染症対策(特に新型インフルエンザや三大感染症)、途 上国における保健システムの強化等に寄与すること、及び国 連合同エイズ計画(UNAIDS)を通じて途上国を始めとす る世界各国のエイズ対策を支援することは、世界共通の課題 となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処することを可 能とし、これは、日本における感染症対策を、各国と整合性 の取れた形で効果的に実施していくためにも不可欠である。

また、開発途上国における保健医療の水準の向上に寄与す ることにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となり、そ の国の開発・発展にも貢献することとなる。

なお、日本は保健医療・公衆衛生分野において長年の経験 を有しており、アジア・太平洋地域を中心とした国際社会に おけるこれらの分野に係る課題を解決するために、日本の経 験を踏まえた支援を行うことは効果的である。

備考

ここでの政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関す る法律」(平成13年法律第86号)に基づくもの。

農林水産省

食料・農業・農村に関する国際協力の推進 政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 俗 価 者:農林水産省

詳細情報 http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html

概要・目的

この政策では、食料・農業・農村に関する国際協力の推進 を通じて、世界の食料需給の安定に貢献することを目的とし、 農林水産省の有する技術・ノウハウを活用し、開発途上国に おける基礎調査や技術開発・普及、及び国際機関を通じた国 際的なルール作り等を主な内容として実施している。

2008年に開催された TICAD IV、FAO ハイレベル会合、 洞爺湖サミットにおいて、食料価格の高騰により影響を受け た開発途上国に対する支援策として、短期的には食糧支援、 中長期的には農業生産を促進することが重要であることが確 認された。また、2009年7月に開催された G8 ラクイラ・ サミットにおいて、農業及び食料安全保障は国際的課題の核 心であると宣言され、11月に開催されたFAO世界食料安 全保障サミットにおいては、飢餓と貧困に苦しむ人口が 10 億人を超えた事態を深刻に受け止め、世界の農業生産を拡大 するため、途上国への農業投資や農業・食料安全保障分野の ODA の割合を増加することが必要とされた。なお、2010 年6月に開催された G8 ムスコカ・サミットにおいても、 食料安全保障は依然として喫緊の課題であることが確認され ている。

こうしたことから、世界の食料需給の将来にわたる安定に 貢献するため、開発途上国の実情やニーズに即して、食料・ 農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく。

評価概要

本政策においては、①日本の食料安全保障の確保にも資す

る協力、②WTO、EPA等の国際交渉における日本のイニ シアティブの発揮に資する協力、③日本への影響が顕在化し てきている地球規模の環境問題や越境性疾病への対応の3項 目を目標として設定し、さらに各事業ごとに事業目標を設定 し、相手国の関係者等を対象として、それぞれの達成度等に ついて、4段階評価のアンケート調査を実施した。アンケー トの内容は、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発 展性の視点を盛り込んだ内容とし、目標値は各目標ともアン ケート調査の平均値3.5とした。

その結果は以下の通りである。

- ①日本の食料安全保障の確保にも資する協力:3.4
- ② WTO、EPA 等の国際交渉における日本のイニシアティ ブの発揮に資する協力:3.5
- ③日本への影響が顕在化してきている地球規模の環境問題や 越境性疾病への対応: 3.3

評価結果はおおむね有効であり、今後とも、昨今のグロー バル化の進展や WTO 交渉や EPA 交渉の進展、また食料安 全保障について議論された各種国際会議の宣言等を踏まえ、 アフリカをはじめとする飢餓・貧困の多い開発途 上国におけ る具体的な取組を検討・推進し、効率的な農林水産分野の国 際協力を行ってまいりたい。

備考

非 ODA 事業を含む。

国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 価 者:農林水産省

詳細情報 http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html

概要・目的

本政策は、森林・林業分野の国際的な技術協力などによって、

途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐 採など様々な課題への取組を推進することを目的とする。

近年の国際議論においては、途上国の森林減少・劣化の問題が重要課題として位置付けられており、日本としては、このような国際議論の動向や、相手国力ウンターパートのニーズ等を踏まえつつ、各国、国際機関、NGO等との連携の下で、荒廃地植林等の技術開発、NGO等の海外植林活動に関する情報整備、人材育成、森林資源管理体制の強化支援等を推進する事業を実施している。また、関係各国の政府機関やNGO等の関係者が参集する国際会議の開催、国連食糧農業機関(FAO)及び国際熱帯木材機関(ITTO)が実施するプロジェクトへの資金拠出を行っており、これらの取組を通じ、本政策が目的とする途上国等の持続可能な森林経営の推進を図っている。

評価概要

国際林業協力事業の実施相手国の政府機関関係者等を対象

として、事業成果等について、4段階評価のアンケート調査 を実施し、その結果を数値化して百分率により集計した。

このアンケートでは、各実施事業の事業目標の達成度等について相手国の関係者等を対象としたアンケート調査を実施し、その平均が毎年度3.5とすることを目標値として設定した。その結果、達成状況は3.8(109%)となり、相手国から見て一定の事業効果が感じられていること等が推察されるが、途上国側のニーズに更に的確に応えられるよう、各種の取組等を実施する必要がある。

備考

- ·非 ODA 事業を含む。
- ・国際林業協力関係の事業は政策分野「森林の整備・保全に よる森林の多面的機能の発揮」の一環として評価を実施。

国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大

政策

拖策 事

評価の種類:政策評価 評価時期:事 後

評 価 者:農林水産省

詳細情報 http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html

概要・目的

公海の水産資源、まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力して、漁獲能力の管理や違法・無報告・無規制(IUU)漁船対策を積極的に進め、その持続的な利用の確保に努めることが肝要であることから、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理を図ると共に、日本漁業の外国 EEZ 漁場の維持及び開発を図る。

評価概要

水産物の安定供給の確保を図るためには、国内漁業のみならず、日本の排他的経済水域外における水産資源の持続的な利用及び管理が重要であり、当該水域における操業に関する協定の締結、諸外国との協議、国際的な水産資源管理枠組み

への協力等を推進することが必要である。

これらの観点から、「国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大」を目標として設定し、地域漁業管理機関等における資源管理の取組への協力及び関係国との協議を積極的に推進した結果、管理対象魚種については、昨年に引き続き81 魚種が維持された。また、漁業協定数についても、昨年と同数の51 協定が維持された。

備考

- · 非 ODA 事業を含む。
- ・国際漁業協力関係の事業は、政策分野「水産物の安定供給 の確保」及び「食料・農業・農村に関する国際協力の推進」 の一環として評価を実施。

経済産業省

経済協力の推進 政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 価 者:経済産業省

詳細情報 http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/21fy-jigo-hyoka/13/21fy-13jigohyouka.htm

概要・目的

この施策は、途上国の経済発展を支援するため、途上国の 貿易・投資環境を整備するための経済協力を推進し、ひいて は、日本と当該国との貿易・投資拡大を通じた経済関係の深 化を図ることを目的とし、以下の点に重点的に取り組む。

産業・物流インフラ整備の促進

途上国の発展及び進出日系企業のための産業・物流インフ ラの整備を、主として日本の優れた技術・ノウハウを活用す る円借款や民活プロジェクトについて調査を実施し、日本企 業の投資環境整備及び日本の技術や製品のアジア大での「標 準化 | の推進を目指す。

また、地球環境問題への対応に資するプロジェクトや、日 本の資源確保に資するプロジェクト、さらには、TICAD IV の成果をふまえ、アフリカの成長につながるプロジェクトに 重点的に取り組む。

制度インフラ構築支援:「アジア標準」の創出・展開

東アジア経済連携強化の中で、各国相互の利益となる経済 制度・システムの構築を図るため、経済産業技術協力の重点 5分野(知的財産権の保護、基準認証制度整備、物流の効率 化、環境・省エネ、産業人材育成(資格制度等))を設定し、 技術協力を展開している。特に、日本の経済発展の基盤となっ た技術・経済社会システムを「アジア標準」として選定し、 アジアへの重点的な展開を行う。

産業人材育成の強化

アジアを中心とした途上国の経済成長支援に資する産業人 材の育成を目的とした研修・専門家派遣等を実施する。また、 「アジア産業人材育成・中期計画」に基づき、民間企業等の 経営者や技術者に対する研修・専門家派遣の戦略的な実施や、 高等教育機関等の産業人材育成機関の能力向上を図る。

評価概要

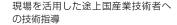
日本は、東アジアを重点地域として、当該国の発展段階や ニーズに応じながら、人材育成や制度構築支援などのソフト 面での経済協力や、円借款又は民活プロジェクトのための案 件形成調査によるハード面での経済協力を実施してきた。そ の結果、内外から多くの民間投資が行われ、当該国・地域の 経済発展に大きく貢献してきた。加えて、これらの経済協力 は、相手国との外交関係強化や経済発展基盤の整備にも繋が るため、日本経済・産業の発展へのその波及効果は大きいと 考えられる。

産業・物流インフラ整備の促進については、円借款供与額 を高水準に維持しているほか、円借款案件形成調査結果(円 借款要請等の具体化率)も、プロジェクトの進捗により年度 による変動はあるものの一定の水準に到達しているため、本 政策が一定の成果を収めていると考えることができる。

制度インフラの構築支援については、短期間で成果があが る性質のものではないため評価が困難であるが、あらかじめ 設定した技術協力資源の投入計画に沿って着実に研修、専門 家派遣、実証事業等を実施することにより、日本の産業発展 を支えた制度等をアジア標準として普及させることが可能と 見込まれる。

産業人材育成の強化については、景気後退の影響等にも関 わらず、受入研修生数や専門家派遣者数は底堅い水準を維持 しており、研修生満足度も高い水準を維持できていることか ら、本政策が一定の成果を収めていると考えることができる。

今後引き続き、途上国及び日本の企業のニーズを踏まえ、 日本の経済発展の支えとなった技術や知見・経験を活用し、 産業・物流インフラ整備や、制度インフラ整備、産業人材育 成を総合的かつ着実に実施する。







国土交通省

国際協力、連携等の推進 政策 施策 事業

評価の種類:政策評価 評価時期:事 後 価 者:国土交通省

詳細情報 http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html

概要・目的

国際関係は長期間にわたる交流等の積み重ねにより形成さ れるものであるため、相手国・国際機関との多国間・二国間 会議、政策対話等の継続的実施が不可欠である。また、開発 途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自 立的発展を促進するため、研修員受入、専門家派遣、各種調 査等の協力・支援を推進する必要がある。 さらには、日本企 業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国 際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する必要が ある。

そのため、国際協力・連携の実施に当たり、日 ASEAN 交通大臣会合やアジア太平洋インフラ担当大臣会合をはじめ とした会議・セミナー・研修等を継続的に開催することによ り各国との連携を強化している。

評価概要

有効性

国際情勢や相手国等のニーズを踏まえ、国内外の関係省庁・ 機関と連携しつつ、国際連携・協力の推進に資する取組を着 実に実施した結果、国際協力・連携等の推進に寄与したプロ

ジェクトの件数が目標を上回るペースで伸びている等、本施 策は有効であったと評価できる。

効率性

これまで蓄積された知見・ノウハウを活かし、より少ない コストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ施策を実施し てきているところであり、国際協力・連携等の推進に寄与し たプロジェクトの件数が目標を上回るペースで伸びている等 の成果を示していることからも、効率的に展開されていると 評価できる。

総合的評価

国際情勢や相手国等のニーズを踏まえ、国内外の関係省庁・ 機関と連携しつつ、国際連携・協力の推進に資する取組を着 実に実施した結果、国際協力・連携等の推進に寄与したプロ ジェクトの件数が目標を上回るペースで伸びている。今後も 相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえ、我が国の優れた 技術・経験を活用した国際協力の取組を積極的に推進する。

備考

当該施策に関しては、一部に ODA 予算を含んでいるのみ であるが、ODA 施策として掲載している。

環境省

アジアにおける3Rの推進による低炭素・循環型社会構築

政策

施策事業

争未

評価の種類:政策評価 評価時期:事後 評価者:環境省

詳細情報 http://www.env.go.jp/guide/seisaku/

概要・目的

G8 首脳間で合意された 3R イニシアティブや、2008年の G8 環境大臣会合で合意された「神戸 3R 行動計画」、日本としてアジア等における循環型社会構築に貢献していくための「新・ゴミゼロ国際化行動計画」等に基づき、各国政府や各主体との協力、連携を進めること等により、アジアにおける低炭素・循環型社会の構築を図る。

アジアにおける循環型社会の構築を温暖化対策にも貢献しつつ実現するため、東アジアにおける低炭素・循環型社会の形成に向けた政策手法の検討作業を加速する。また、世界をリードする日本の知見・経験を最大限活用し、温暖化対策としての効果も追求しつつアジア各国での3Rの戦略的・計画的実施を促進するとともに、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例創出をアジア地域全体で総合的に取り組むべく、日本として支援・検討を行う。この際、国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))への拠出を通じ、各国の国家戦略に基づく取組を促進するためのモデル的事業計画策定や、各国間の政策対話の推進や多様な関係者間の協力等を通じてアジア地域の3Rを推進するプラットフォームである「アジア3R推進フォーラム」の設立を図る。

評価概要

・環境省がイニシアティブを取って、環境省と UNCRD の 共催によって平成 21 年 11 月に東京で開催したアジア 3R 推進フォーラム設立会合において、アジア 15 カ国の参加の 下、「アジア 3R 推進フォーラムの設立に関する東京 3R 宣 言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける 3R の取組を各国、各主体の連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの 3R の推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。

・平成21年6月に日中環境大臣間で川崎市 - 瀋陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。

・国連持続可能な開発委員会第 18 会期 (CSD18) に向けた会期間会合として 2010 年3月に専門家レベルでの「国

連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。 また、この成果は2010年5月に開催されたCSD18にインプットされ、議長サマリーに反映される等、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

・3R ナレッジハブについて、アジア工科大学院と連携して、 研究者コンテンツの拡充、3R 廃棄物管理関連企業や有機廃 棄物の情報収集等による整備強化を実施。

備考

環境省の政策評価は実績評価方式であり、共通の目標を有する事業のまとまりである「施策」を単位として実施しており、ここでは、ODA施策として以下の事業を含む施策を掲載している。

- アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業
- ・アジア諸国アジアにおける 3R の戦略的実施支援事業拠 出金





2009 年 11 月 11 日~ 12 日、東京にて開催された「アジア 3 R 推進 フォーラム設立会合」

JICA は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力(2008年10月より一部が外務省から JICA に移管)それぞれのプロジェクトの PDCA サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任を十分に果たす仕組みを導入しています。

プロジェクトの PDCA サイクルに沿った一貫した評価

PDCA サイクルとは、Plan、Do、Check、Action の 4 ステップからなる活動の継続的改善を図るマネジメントサイクルです。援助スキームの特性、具体的には支援の期間、効果発現のタイミング等を反映しつつも、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによる評価を実施しています。このようにPDCA サイクルの各段階で評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

整合性のある手法・視点による評価

JICAでは、無償資金協力の評価を加え、3つの援助スキームで整合性のある評価の仕組みを構築しています。

具体的には、①プロジェクトの PDCA サイクルに沿ったプロジェクトの各段階の評価、② OECD - DAC(経済協力開発機構/開発援助委員会)による国際的な ODA 評価の視点である「DAC 評価 5 項目」による評価、③レーティング制度等の開発による統一された評価結果の公表、等です。

プログラム・レベルの評価による横断的・総合的な評価

プログラム・レベルの評価では、特定の開発課題(初等教育、母子保健等)や協力形態(市民参加協力事業、災害緊急援助事業等)をテーマとして、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析します。同じテーマに属する個別プロジェクトを特定の切り口から評価することにより、共通する提言・教訓を抽出しています。今後は、途上国の特定の中・長期的開発課題達成を支援するための戦略的枠組みとして取り組んでいる「協力プログラム」を対象とした評価の実施についても進めていきます。

客観性と透明性を確保した評価

各援助スキームに共通して客観的な視点からの事業実施の効果の検証が求められる事後評価では、すでに外部評価者による評価(外部評価)を導入しており、評価結果は JICA ウェブサイトで公開しています。今後も更に評価の客観性と透明性を高める取組を進めます。

また、評価の質及び評価結果の客観性の向上を図るため、 外部有識者により構成される事業評価外部有識者委員会において、評価の方針や、評価体制、制度全般等に関する助言を 得ており、外部者の視点が事業評価の制度に反映される仕組 みを構築しています。

評価結果の活用を重視する評価

JICA の事業評価は評価を行うだけではなく、プロジェクトの各段階の評価結果が PDCA サイクルの「Action」につながるようにフィードバック体制を強化しています。今後は JICA の協力プログラムや、援助実施方針、課題別指針等へのフィードバックを更に強化していきます。

相手国政府への評価結果のフィードバックや評価自体の合同実施などにより評価結果が相手国政府のプロジェクト、プログラム、開発政策等の上位政策に反映されるよう努めています。

砒素汚染対策プログラム (バングラデシュ)

調査期間: 2007年11月~2008年2月





評価の概要

本評価調査では、実施中のバングラデシュ「砒素汚染対策プログラム」を JICA プログラム評価手法を用いて内部評価の位置付けで評価を行い、プログラムの再整理や今後の協力方針を検討した。

本プログラムの特徴は、JICA 事業のほかに一般無償資金協力、草の根無償資金協力、債務削減相当資金活用事業など多様な援助ツールが組み込まれてきた点である。このため、他ドナーの取組との連携効果についても確認をし、バングラデシュの砒素汚染対策における JICA の協力の成果を総体的に検証した。

評価の背景・目的

バングラデシュでは、地下水の砒素問題は農村部貧困層の生活を脅かす重大な問題であり、バングラデシュ政府は「砒素緩和国家政策」(2004)を策定して砒素問題の解決をめざしていた。こうした状況をふまえ、日本の対バングラデシュ国別援助計画をはじめ、現地 ODA タスクフォースの援助方針、JICA の援助方針にはそれぞれ砒素問題への取組の必要性が明記されている。JICA では 2000 年以降、専門家派遣、開発パートナー事業、技術協力プロジェクト、無償資金協力等を実施してきたが、これら一連の支援実績や援助方針や協力、政策を背景に、「砒素汚染対策プログラム」を 2006 年度に形成した。

本調査はプログラムの目標年次の前年度に実施したもので、それまでの成果を検証し、目標達成に向けた運営管理改善に

関する提言と教訓を抽出することを主たる目的としている。

プログラムの概要

プログラム目標: 地方における安全で安定した飲料水供給の ための体制を強化する。

目標年次: 2009 年度

対象地域:全国(対策実施コンポーネントについては西部を

中心とする)

具体的成果(目標): 西部4県で約130万人に安全な水を 供給できる体制を構築する(債務削減相当資金を活用したバングラデシュ政府事業の成果を含む)。

上位目標: 砒素汚染地域へ安全な飲料水を供給する。

構成コンポーネント:プログラムは、①中央での政策支援、 ②現場での対策実施、さらに③砒素汚染対策の基盤となる水 質検査能力整備の3つの事業で構成され、相互に補完しあう 関係となっている。

評価調査対象期間: 現地 ODA タスクフォースが同分野の援助方針を決定した 2002 年度以降から 2009 年の間。

評価調査対象案件:上記期間中実施の案件のうち、本評価実施時(2008年3月)に実施済、実施中もしくは実施準備が開始されている案件とする。*1

評価の枠組み・方針

JICA プログラム評価手法による評価を実施。具体的には (1)相手国政府の開発戦略、日本の援助政策における位置付け、(2)戦略性(一貫性・成果)の確認、さらに(3)貢献(可能性)の確認を定性的観点から行った上で、(4)上記の分析

■ プログラムの構成コンポーネント

	案件名(スキーム)	期間**2
① 政策支援コンポーネント	砒素汚染対策アドバイザー(地方行政局)(個別専門家)	2000年10月~2002年10月、 2004年7月~2008年7月
	砒素汚染対策アドバイザー (公衆衛生工学局) (個別専門家)	2000年12月~2006年11月
② 対策実施コンポーネント	移動砒素センタープロジェクト(開発パートナー)	2002年 1 月~2004年12月
	持続的砒素汚染対策プロジェクト(提案型技術協力プロジェクト)	2005年12月~2008年12月
	ジコルガチャ郡砒素対策計画(草の根無償資金協力)	2007年 4月~2008年 3月
	南西部地方給水プロジェクト(債務削減相当資金活用事業)	2008年~2012年実施予定
③水質検査体制整備 コンポーネント	水質検査システム強化計画(無償資金協力)	2004年度~2005年度
	水質検査体制強化プロジェクト(技術協力プロジェクト)	2008年~2011年実施予定

に基づき対象プログラムの残り期間に関する提言と実施の成果からの教訓を抽出する。

評価結果及び教訓・提言

評価結果

プログラムはバングラデシュ「砒素緩和実施計画」のなかに明確に位置付けられ、その主要項目に対応した協力アプローチの妥当性は高い。また日本の国際協力戦略、水と衛生分野における国際的潮流、日本の取組、JICA の指針から見ても、その妥当性は高く、協力の一貫性も維持されている。さらに構成事業間及び他の支援組織(バングラデシュ政府、ドナー、NGO など)との連携を維持しつつ成果のスケールアップを実現しており、「砒素緩和実施計画」達成をめざすシナリオは戦略性が高い。

またプログラムにより導入された代替給水オプションとアプローチは技術的、社会的、経済的にもその適切性からバングラデシュ側からも高い評価を得ているほか、さらに制度的にも広域普及に向けたさまざまなしくみが組み込まれるなど、案件実施の成果が発現しつつある。

プログラム構成事業単位では以下の成果があげられる。政策支援コンポーネントでは専門家派遣により地方行政局において必要な研究と開発などを支援したほか、技術的支援と中央ラボラトリー設立などに寄与した。対策実施コンポーネントではアジア砒素ネットワークとの開発パートナー支援事業と民間提案型技術協力事業により西部ジョソール県の2郡で行政機関の支援を受けつつ、住民が主体となった持続可能な砒素汚染対策が実施されるに至ったほか、西部ジゴルガチャ郡では草の根無償による代替水源の設置を実施した。しかし、このプログラムでも大きな部分を占める南西部地方給水プロジェクトについては、開始予定時期が遅延している。水質検査体制整備コンポーネントにおいても無償資金協力は予定どおり実施され、「水質検査体制強化プロジェクト」の開始に向けた中央ラボの人材配置・育成も進みつつある。

このように構成案件はおおむね計画どおり実施されてきたが、「南西部地方給水プロジェクト」の開始の遅れにより、プログラムの目標については、当初目標年次(2009 年度)を修正する必要が生じた。

提言・教訓

依然多くの人々が砒素汚染のリスクに直面している事態を 考慮し、本プログラムをバングラデシュ政府同様、水・衛生 セクターに位置付けつつも、引き続き砒素汚染対策に取り組 むことが妥当である。



砒素中毒患者の診断 (「持続的砒素汚染対策プロジェクト」)

また協力方針としては、技術開発支援及び村落部における 持続性の高い砒素汚染対策実施のモデル確立に向けたこれま でのパイロット的支援から、現地リソースを中心としたより 汎用性の高いモデルの確立をめざすべきである。あわせて、 政策支援重視に向けた協力体制の整理が必要である。

プログラム終了後は現地リソースを活用した砒素汚染に関する基礎的情報の整備に向けた支援の実施など、成果の持続性を確保しつつ、かつ出口戦略(Exit Strategy)をもつ協力内容を検討するべきである。

また教訓として以下の4点が挙げられる。

- ■民営化や地方分権化を進める際、地方自治体の能力などに 多くの制約要因がある場合、安全な水供給という具体的な 問題解決アプローチをとおして、地方分権を形成していく という取組が現実的であることが本プログラムの事例か ら挙げられる。
- ■外部要因(本プログラムでは、債務削減相当資金活用事業 のほか、相手国政府の資金やマンパワー、諸手続きの遅延 等)について慎重に検討する必要がある。
- ■成果の波及性を確保するしくみ(たとえば、知見の文書化、 人材育成・能力開発、制度整備など)をプログラムに組み 込むことが重要である。また出口戦略を考える際は、現地 側主体として行政機関に加えて、現地 NGO や民間組織も 考慮に含めるべきであろう。
- ■対象分野における特定技術(このプログラムの場合は工学的技術)と、現場の自然環境、社会環境への対処技術を包合した問題解決型学際技術の重要性が明確になった。例としてコミュニティレベルで維持管理できる給水技術や対象地区での最適給水技術を選定するための技術が挙げられる。
- ※1 2002年度実施中案件の開始は2000年度に開始の専門家(砒素汚染対策アドバイザー)に遡るため、実際の評価対象期間は2000年から2008年3月までとなる。
- ※2 本評価調査実施時に確認の期間

プログラム評価手法検討の ための M/P の試行的評価 (ザンビア)

調査期間: 2009 年7月~ 11月





評価の概要

JICAは、国別・地域別アプローチを強化するとともに、 開発途上地域の開発政策に即した方法で技術協力、有償資金 協力、無償資金協力という3つの援助手法を一体的に実施す る協力プログラムの形成を進めている。

本評価はこうした協力プログラム強化に向けた取組の1つであり、今後の協力プログラムの形成及びプログラム評価の手法についての提言と教訓を導き出している。

評価の背景

評価部において過去に実施してきた JICA プログラム評価は、実施中の案件に関する「中間レビュー」の役割を果たしてきたものが大半であり、実施後にプログラムが、その目標達成において果たした成果について評価した事例はきわめて少ない。

このため、本評価では「解決すべき開発課題が明確かつ共有されている」終了済みの案件群を擬似プログラムとして扱い、評価を試みた。具体的には、協力シナリオ作成の過程が協力プログラムに近いことが確認されている、マスタープラン(以下「M/P」)により提案された優先案件群を評価対象とすることに決定した。さらに M/P のなかでも、地域の特性をいかした開発の基本戦略を提示する地域総合開発計画がJICA協力プログラムのめざす「戦略的枠組み」に近いものと考え、地域性を配慮し中国、フィリピン、ザンビアから計3件の M/P を評価対象として選定した。

ザンビア「ルサカ市未計画居住区住環境改善計画調査」 (2001年) はその1つであるが、M/P報告書が提出されてから本評価実施までの期間が最も短い案件である (M/Pの構成は右図を参照)。

評価の枠組み・方針

本評価では、M/Pに掲げられた開発目標をプログラム目標とみなし、当該国の開発戦略における位置付けを確認・検証した。また、M/Pにより提案され実際に実施された案件群の戦略性を検証するとともに、どのように開発目標達成の進展に寄与したかを「貢献」の概念**を用いて評価を実施した。

得られた評価結果をもとに、今後の JICA 協力プログラム の作成及びプログラム評価の手法に関する提言と教訓を導き出した。

評価結果

評価結果

M/P の位置付けと戦略性

本 M/P は給水施設と衛生環境の整備、初等教育の拡充を重視しており、「費用対効果の高い保健サービスの充実」と「自立発展に向けた人材育成・制度構築」を重点分野に掲げる日本の「ザンビア国別援助計画(2002年)」と合致している。また、ザンビアの貧困削減戦略文書(2002年)や第5次国家開発計画(2006年)との整合性も高い。

本 M/P が対象 8 未計画居住区に提案した計画のうち、水供給施設とゴミ処理関連に関しては、すべての地区で事業が実施された。また、衛生教育及び道路整備分野、トイレ整備が約6割、コミュニティセンター整備は5割程度の事業が実施されている。実施率が3割以下となったのはコミュニティスクール整備と所得向上関連事業であった。援助協調が今日ほど活発ではなかったため、他ドナー・NGO 間で本 M/P は共有されたとはいえないにもかかわらず、対象 8 未計画居住区のうち、6 地域で計画の5割以上の案件が実施された。

右図に示す案件群が総合的に実施されたことで、対象地域の居住区ではコミュニティセンターの水道料金徴収施設としての機能発現や疾病率の改善などの相乗効果が生まれている。また、道路及び排水が整備されたことで、幹線道路へのアクセス改善のみならず、排水による衛生面での改善、さらには道路の改善によるゴミの収集事業の効率化にも効果が出ているとの報告がされている。

2 「貢献」の概念による評価

評価調査により、本M/P策定以降、水と衛生、保健、教育に関する指標について一定の改善が確認され、またこれらの開発課題の進展にドナーが大きな役割を果たしていること

を各分野への予算配分の状況から推測することができた。さらに本 M/P 対象地域、対象外地域を比較した結果、本 M/P 対象地域の指標の改善幅のほうがより大きいことが明らかとなり、JICA の支援と本 M/P 対象地域で見られる効果に相関性があるとの結論が導き出された。

また本 M/P の計画どおりに成果が発現しなかった要因を本 M/P がめざした目標と結果を比較しつつ分析した結果、当初の予想を上回る人口の増加(都市化)等の外部条件に加え、案件群の実施機関や監督機関における人材、事業実施・財務管理能力の不足が阻害要因として確認された。

提言・分析

同様の協力及び協力プログラム形成への教訓

本 M/P と同様の開発計画調査型技術協力を実施する場合には、事前・実施中のベースラインデータの収集が重要となり、キャパシティ・ディベロップメントの一貫として基礎データ整備への支援を組み込む必要がある。

プログラム形成時に定期的モニタリングをあらかじめプログラム中に組み入れることで、外部要因の変化に対応し計画を修正することが可能となる。また、目に見える即効性のある支援(サービス・デリバリー)と、それに続く長期的な技術移転(キャパシティ・ディベロップメント)を組み合わせることは、協力効果をより高めることにつながると考えられる。

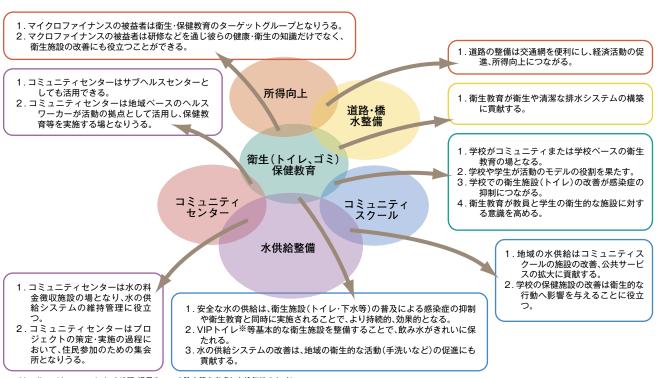
また、地域総合開発の場合、人口の動態予測が戦略実現上

重要な位置付けを持つ。

2 プログラム評価手法に関する教訓

M/Pやプログラムにおいては、協力期間が長く、対象範囲が広がるほど、外部要因の変化や戦略の有効性漸減、戦略実現に対する実施機関のモチベーション低下等、当初の予測から乖離する可能性が高まる。協力プログラムの策定時には、このような変化が発生しうる点をあらかじめ念頭に入れた上で戦略シナリオを検討すべきである。しかし、計画時にこのような点をすべて想定することは困難であり、そのため、定期的なモニタリングを組み入れることで、外部要因の変化に対応した戦略の修正が行える仕組みを構築することが考えられる。なお、モニタリングを実施する際には、実施機関の負担も考慮に入れ、援助協調の枠組みを活用し、合同で調査や評価を実施することを検討することが望ましい。

※ 当該国や援助機関の活動全体で達成された成果のなかで一機関がどのような役割を担ったかとの視点から行う評価。「貢献(contribution)」の概念とは、開発課題に対する進展(対象国の開発戦略の進展状況)と一機関がプログラムにおいて達成することを目標としていた成果を明示的に分けて認識した上で、「開発課題の進展」と「一機関の成果」の「因果関係の可能性の高さ(plausibility)」を検証しようとする考え方。



※ Ventilated improved pit の略語。通風やハエの除去等を考慮した換気性のトイレ

円借款事業

・タイ技術移転事業(タイ)

承諾額/実行額: 73 億 800 万円/64 億 4400 万円借款 契約調印: 1995 年9月

借 款 契 約 条 件: 金利 2.7% (コンサルティングサービス部分は 2.3%)、

返済 25 年(うち据置7年)、一般アンタイド

貸 付 完 了: 2006年10月

【外部評価者】: 株式会社国際開発アソシエイツ 原口 孝子 施 機 関 名:チュラロンコン大学

URL: http://www.chula.ac.th/index_eng.htm





レーティング

а
а
а
b



本事業の目的

首都バンコクに位置するチュラロンコン大学の理学部・エ 学部を対象に、教員の学術水準の向上及び教育・研究施設の 拡充を行うことで、科学技術教育及び研究開発活動のレベル アップを図り、もってタイの工業開発の促進に資する。

本事業実施による効果(有効性・インパクト)

理学部、工学部とも、博士号を保有する教員が大きく増 加し、事業前の44%から事業後は70%に達した。本事業 による学位取得者(37人)は全員チュラロンコン大学に残 り、この一部を構成している。本事業により30以上のコー スが新規開設され、計93コースで授業内容が改善した。 2008年の国際ジャーナル掲載論文は理学部231報、工 学部 136 報で、大学全体を上回るペースで増加し、学位留 学や短期の研究者交流により新たな技術・研究手法が習得さ れた。さらに、本事業の調達機器を用いた研究が数多く論文 として発表され、機器の8割は事後評価時に活用されている。 外部の評価では、国際的な大学ランキングにて、09年アジ ア自然科学系 30 位、工学系 24 位との高評価や、本事業の 支援対象と関連の高い受賞がみられる。

産業界へのインパクトとしては、理学部・工学部の学術 サービスによる企業の研究開発活動への寄与が認められる一 方で、特許出願・取得やライセンス契約締結等の具体的な研 究開発成果は今後の達成が期待される。

理学部・工学部教員に対して行った満足度調査によると、 事業実施プロセス、事業効果ともに、回答者 92 人中 82% が「非常に満足」または「満足」と回答した。また、個別の 効果では、日本との連携機会が創出されたことに高い満足が 表明された。

本事業の実施によりおおむね計画どおりの効果発現が見ら

れ、有効性は高い。

妥当性

本事業の実施は審査時及び事後評価時ともに、開発ニーズ、 開発政策と十分に合致しており、事業実施の妥当性は高い。 タイの国家開発計画では審査時、事後評価時ともに科学技術 分野の拡充による人材育成や同分野の高等教育・研究活動の 推進が重要とされている。

効率性

本事業は、事業期間及び事業費ともにほぼ計画どおりであ り、効率的に実施されたと判断される。

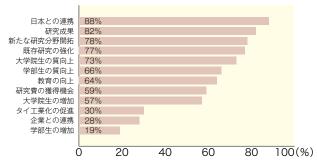
今後の展望(持続性)

本事業は長期的なインパクト(特に産業界への技術移転) が発現するまでの間、整備された教育・研究機器が適切に運 営・維持管理・更新されるかに懸念が持たれており、事業の 持続性に一部問題があることから、中程度と評価される。

結論と教訓・提言

以上より、本事業の評価は非常に高いといえる。本事業の 教訓として、人材育成(ソフト面)と施設・機材整備(ハー ド面)を効果的に組み合わせ、効果を上げたことが他事業の 参考になる点が挙げられる。チュラロンコン大学に対しては、 未使用機器の活用、効果的・持続的な運営・維持管理の実行 や、産業界への技術移転の促進が望まれる。

事業効果への教員(受益者)の満足度



[出所] 受益者調査

技術協力事業

セミパラチンスク地域医療改善計画(カザフスタン)

協力金額(日本側): 3億 7300 万円 協力期間: 2000 年3月 20日~2005 年6月 30 日 先方関係機関:保健省(MOH)、東カザフスタン州保健局(EKS) 専門家派遣人数: 短期 83 名 研修員受入人数: 13 名 主要供与機材:診断用機器、ラボラトリー機材、専門書等 【外部評価者】インテムコンサルティング株式会社 前川 晶





プロジェクトの概要

レーティング

有効性	4	
インパクト	5	
妥当性	5	
効率性	4	
持続性	5	



本事業の目的

放射線被害の理解向上、段階的診断の体制整備、診断情報 の活用を通じ、対象地域住民の診断サービスアクセスを改善 し、もって地域医療体制の改善を図る。

協力の枠組み

上位目標: セミパラチンスク市及び周辺地域の地域医療体制 が改善する。

プロジェクト目標:地域住民に対する一次スクリーニング、 精密診断、確定診断体制が改善される。

成果(アウトプット):

- ■放射線が健康に及ぼす影響について地域住民と行政の理解が向上する。
- ■既存の保健医療施設と検診車を使って、一次スクリーニング、精密診断、確定診断が効率的、制度的に行われる。
- ■一次スクリーニング、精密診断、確定診断に関するデータが蓄積され、行政が活用する。

本事業実施による効果(有効性・インパクト)

本プロジェクトにより、対象地域住民に対する一次スクリーニングから確定診断までの一連の検診体制が確立され、終了後も含めて2万5186人が一次スクリーニングにかかり、98名の特定疾患患者が確定された。プロジェクトにより導入された精度の高い細胞診断方法であるパパニコロウ法は2005年の省令により標準化され、放射線由来の特定疾患の発見率がプロジェクト終了後も向上していることから、診断の精度向上に貢献したことを示唆している。診断速度の向上が治療速度の向上にもつながり、平均入院日数の減少などの効果が発現している。また、外科手術率は増加し、術後

悪化率、死亡率、妊産婦死亡率はそれぞれ低下しており、地域の一般保健医療水準は改善している傾向にある。以上から、プロジェクトの実施が地域医療の改善に結びついていると考えることができる。一方、検診データは、診断結果をもとに更新・追加がなされているが、他機関が蓄積してきた被爆者データベースがより広範な項目をカバーしているため、データの活用が診断センター内にとどまっている。

妥当性

カザフスタン政府は国民の健康の増進を優先目標の1つとしていた。また、1999年に開催された「セミパラチンスク支援東京国際会議」において、被爆国である日本は当該地域への支援を表明しており、両国の方針に合致したプロジェクトであった。

効率性

供与された機材は、品目、数量等適切であり、活用・維持管理 状況も良好である。長期専門家派遣の代替手段として、同一 の専門家を短期で複数回派遣するなど、適切な派遣方法が採 られていた。また、日本人専門家 1 名に対し、複数名のカザフ スタン側職員が配置され、技術移転のスピードを向上させた。

今後の展望 (持続性)

カザフスタン政府は医療サービスの国家による保障を決定しており、政策面からの持続性が高い。プロジェクトに関与したカザフスタン職員はその後も定着していること、一次スクリーニングのための予算が毎年増加していることから、技術的・組織的な面からも持続性は高い。

結論と教訓・提言

本プロジェクトは、所期の目標を達成しており、また持続性も 高いと判断できる。 診断データの共有化が進められると、より



国立医学アカデミー付属病院の細胞診断用顕微鏡

一層の地域医療体制改善が図られると期待できる。他案件への教訓としては、他事業との連携を行う場合は当該案件の進捗に応じて柔軟に計画の変更を行うこと等が挙げられる。

事後評価により課題があるとされた案件

円借款は4段階($A \sim D$)で総合評価のレーティングを、技術協力は5段階($5 \sim 1$)から置き換えた4段階($A \sim D$)でレーティングを行っていますが、2009年度公表対象では各1件について D(低い)相当となりました。

JICAでは、事後評価により指摘された課題、教訓及び提言について、フォローアップ調査や事後モニタリング等を行っていくとともに、将来の類似案件にも活用していきます。

円借款事業

「ティウィ地熱発電所改修事業」 (フィリピン)

問題点

事業の妥当性は高く、設備改修の成果として一定の発電量回復がみられたものの、地熱発電に必要な蒸気の量が十分ではないため、予定スコープ(発電設備6基)のうち2基分については改修が行われず、部分改修が行われた発電設備(4基分)についても設備利用率が当初目標値の約半分にとどまっていました。

また、蒸気供給サービス契約をめぐる裁判や発電所民営化の検討に伴い実施手続きが中断されたことに加え、事業遅延に伴う発電設備のさらなる老朽化に応じたスコープ変更の検討とその承認に時間がかかったため、審査から実際の改修工事までに長期間を要したという効率性の問題がありました。また、今後の蒸気量確保への懸念という持続性の問題もありました。

教訓・提言

蒸気量の確保は地熱発電所の運営に不可欠であることから、蒸気供給契約や地熱貯留層にかかる調査やリスク分析及びその対策が適切になされた上で、フィリピン政府の強いコミットメントにより事業の実施促進がなされるべきであったことが指摘されました。



ティウィ地熱発電所

技術協力プロジェクト 「酪農を通じた 中小規模農家経営改善計画」* (パラグアイ)

問題点

実施機関職員の能力向上は確認されたものの、当 初作成する予定であった国家酪農振興計画は上位官 庁により独自に策定され、本プロジェクトではその 実施計画の策定にとどまる等、所期の目標を達成し たとはいえませんでした。これは、事前の調査段階 で、当初要請された技術支援から、技術普及の基盤 となる政策の支援に協力方針が転換された後も、主 たる協力相手が技術部局のまま変更がなかったこ と、制度改革を推進する専門家の投入が欠けていた ことなどに問題があったと考えられます。また、プ ロジェクトの支援対象であった中小酪農家の実態 は、事前の調査では十分把握されておらず、プロジェ クト活動の一環としてその実態を調査・把握したが、 2年間という短いプロジェクト期間では、計画を修 正し、その計画に基づいて活動を実施していく余裕 がなかったことも課題として挙げられました。

教訓・提言

プロジェクト開始前にあらかじめターゲットグループの実態や対象セクターの政策・制度、関係機関に関する詳細な情報収集・分析を行い、それらをふまえた適切なアプローチが不可欠であることが指摘されました。



中小規模酪農家

※本プロジェクトについては事業担当部として事後評価後の状況をふまえた現時点で判断し、評価結果とは異なる解釈等があり、詳細は個別の事後評価報告書をご覧ください。(URL:http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/after.html)



JICA は、事後評価の結果、事業効果の発現状況や持続性に懸念があった円借款事業について、完成後 7 年目にモニタリングを実施しています(事後モニタリング)。事後モニタリングでは、事業の有効性、インパクト、持続性を再検証するとともに、事後評価時に挙げられた教訓・提言への対応状況を確認し、事業が将来にわたって継続的に効果を発現するために必要な教訓・提言を導き出すことにより事業改善に役立てています。



園芸作物処理設備建設事業(円借款)事後モニタリング(ケニア)

事業の目的・概要

ケニアでは、園芸作物の輸出は貴重な外貨獲得源であり、 小規模園芸農家の振興と雇用拡大の観点から重要な産業であ る。そこで、小規模園芸農家の所得向上、貧困削減、輸出増 を通じた外貨獲得能力の向上のため、園芸作物の収穫後処理 の改善を目的とした品質保持施設が建設された。

事後モニタリングの対象となった理由

事後評価時の有効性

本事業の計画段階から施設完成までの間の園芸作物産業を 取り巻く環境が著しく変化したことにより、建設された予冷・ 保冷施設全体の利用状況が十分ではないことが指摘された。

事後評価時の持続性

本事業の収支状況を改善していく必要性が指摘された。

事後評価時の提言

輸出市場のみならず、国内市場へのマーケティング、園芸 農家の信頼確保、独自財源の確保、人材育成等を進めていく 必要があり、施設の民間企業への貸与検討の必要性が提言さ れた。

事後モニタリングの結果

有効性

実施機関の園芸作物開発公社(HCDA)は、農民から作



ナイロビ園芸センター

物を集荷してから梱包・販売する従来のビジネスモデルを変更し、現在は、利用者への施設貸与が中心となっている。以降、複数の輸出業者による利用のほか、農民(グループ)への技術指導の場として、利用状況は改善傾向にある。

持続性

現在、HCDAは、施設利用率の改善を優先し、政府からの補助金を受けながら運営を行っている。

提言

HCDAは、市場環境および輸出業者や仲介業者の役割が地域間で異なることなどを十分意識しながら、農民グループ間の連携強化をはかるなど、利用状況のさらなる改善のため、引き続きさまざまな取り組みを行っていくことが必要である。